

令和2年度版

武蔵野市の環境保全(案)

—環境施策に関する年次報告書—

武 蔵 野 市

はじめに

本市は、環境と共生する持続可能な都市を構築するため、武蔵野市環境基本計画に基づき、様々な環境施策を展開しています。本報告書は、その推進の年次ごとの状況や成果について、武蔵野市環境マネジメントシステムを通して確認し、武蔵野市環境基本条例第7条の規定により、報告、公表を行うものです。

あわせて、ひとつの事業所として本市が取組む武蔵野市環境マネジメントシステム及び武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画に基づく取組の年次ごとの状況や成果について、報告、公表を行います。

環境基本計画及び環境基本計画と連動する環境マネジメントシステムの一部（A・B・Cタイプ）の「市域全体に関する取組」については第1章、環境マネジメントシステムの一部（Dタイプ）及び武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の「事業所としての市の取組」については第2章にて掲載をしています。

目 次

第 1 章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1	第四期武蔵野市環境基本計画の概要-----	1
2	めざす環境像と環境方針-----	2
3	計画の体系図-----	3
4	計画の進捗状況の点検・評価について-----	4
5	計画に基づく施策の推進の成果（総評）-----	8
6	計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）	
	＜環境方針 1＞-----	13
	＜環境方針 2＞-----	24
	＜環境方針 3＞-----	29
	＜環境方針 4＞-----	35
	＜環境方針 5＞-----	40
	＜環境方針 6＞-----	47

第 2 章 事業所としての実績

1	事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績-----	69
2	市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果-----	70

参考資料

武蔵野市環境基本条例-----	77
-----------------	----

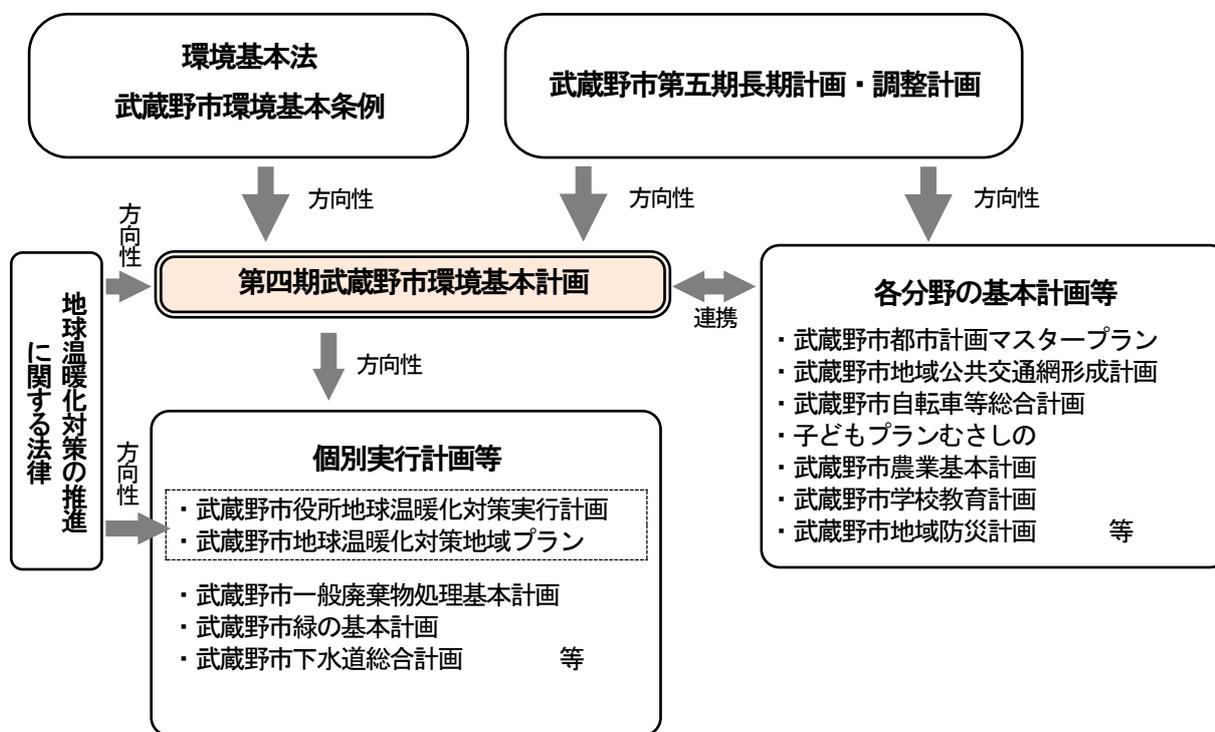
第1章 環境基本計画に基づく施策の推進の成果

1 第四期武蔵野市環境基本計画の概要

環境基本計画は、武蔵野市環境基本条例第5条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。令和2年度は、第四期計画の期間にあたります

(1) 計画の位置付け

本市の他の計画との関連は以下のとおりです。



(2) 計画の期間

平成28(2016)年度から令和2(2020)年度まで(5年間)

2 めざす環境像と環境方針

第四期計画では、めざすべきまちの姿を「環境像」として定め、これに基づき重点項目や環境方針を設定しています。

<環境像>

～ 私たちがつくる スマートシティむさしの ～

主体的な行動が創り出す 人と自然が調和した新たな環境都市

環境像の実現に向けた重点項目

- 重点項目 1 環境情報を分かりやすく提供します
- 重点項目 2 エネルギーの地産地消都市を創造します
- 重点項目 3 緑と水に配慮したまちづくりを推進します

<環境方針 1 > 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます
～環境配慮行動のしくみづくり～

<環境方針 2 > 低炭素社会に向けた施策を推進します
～エネルギーの地産地消～

<環境方針 3 > ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます
～循環型社会の構築～

<環境方針 4 > 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます
～自然が感じられる環境の確保～

<環境方針 5 > 環境に配慮した都市基盤整備を進めます
～環境と共生したまちづくり～

<環境方針 6 > 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします
～公害対策と生活環境保全～

3 計画の体系図

第四期計画では、以下の体系に基づいて具体的な施策を実施しています。

環境像	環境方針	施策の展開
主体的な行動が創り出す 私たちがつくる スマートシティむさしの 人と自然が調和した新たな環境都市	環境方針1	(1) 環境に関する啓発と情報発信の推進、体系化
	市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～	(2) 環境学習・体験等の取組の充実
		(3) 環境に関する市民活動への支援
		(4) 環境啓発施設の開設
		環境方針2
	低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～	(2) 家庭での省エネ・創エネとエネルギーのスマート化
		(3) 民間事業者等との連携によるまちぐるみでの対応
		(4) 公共施設における効率的なエネルギー活用
		環境方針3
	ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～	(2) ごみの発生抑制
		(3) ごみ・資源の循環利用の推進
		(4) ごみ処理のコストと環境負荷削減
		(5) 新しいごみ処理施設の稼働
		環境方針4
	生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～	(2) 潤いのある緑環境の形成
		(3) 自然に配慮した水辺環境の整備
		(4) 武蔵野市らしい生物多様性の確保
		(5) 周辺地域との広域的な連携
		(6) 都市農業への支援
		環境方針5
	環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～	(2) まちの景観保全
		(3) 美しく清潔なまち
		(4) 歩行者と自転車が動きやすく環境負荷の少ない道路空間
		(5) 公共交通の活用と渋滞緩和
環境方針6		(1) 都市型公害への対応
安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～	(2) 生活公害への対応	
	(3) 新たな環境問題への対応	
	(4) 水の安定供給	
	(5) 水循環システムの確立	

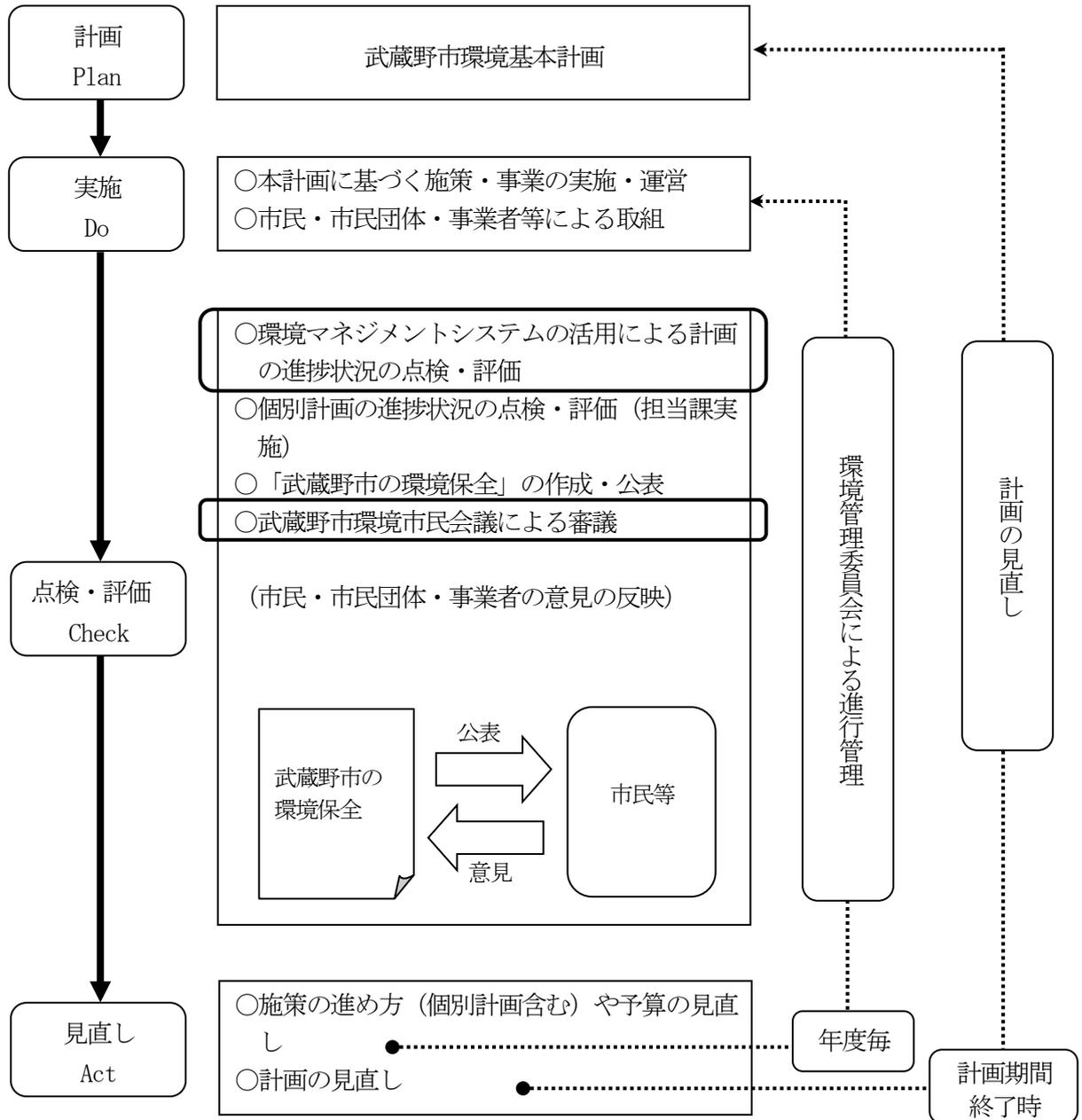


個別計画に基づく各種事業の推進

4 計画の進捗状況の点検・評価について

環境基本計画に定める環境施策の推進にあたり、環境マネジメントシステムの活用により、前頁「計画の体系図」に関する施策・事業の実施状況について年度毎に点検・評価を行います。

その結果は、本報告書「武蔵野市の環境保全」にとりまとめ、武蔵野市環境市民会議の審議を受けるとともに、市民等に公表します。



(1) 武蔵野市環境マネジメントシステムについて

本市では平成12年よりISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、事業所として事務事業に伴い発生する環境負荷の低減を図ってきました。これにより環境保全の価値観や、マネジメントのノウハウが組織に定着しました。

そして、平成29年4月にさらなる有効性を求めつつ合理化と簡素化を図るため、ISO14001の認証を返上し、独自の武蔵野市環境マネジメントシステム（以下、EMS）に移行しました。新しいEMSはそれまでのEMSよりも環境基本計画の推進ツールとしての位置付けを明確にしておき、事業所としての環境負荷の軽減だけでなく、具体的な環境施策の進捗管理に活用されています。

(2) EMSにおける結果の取りまとめについて

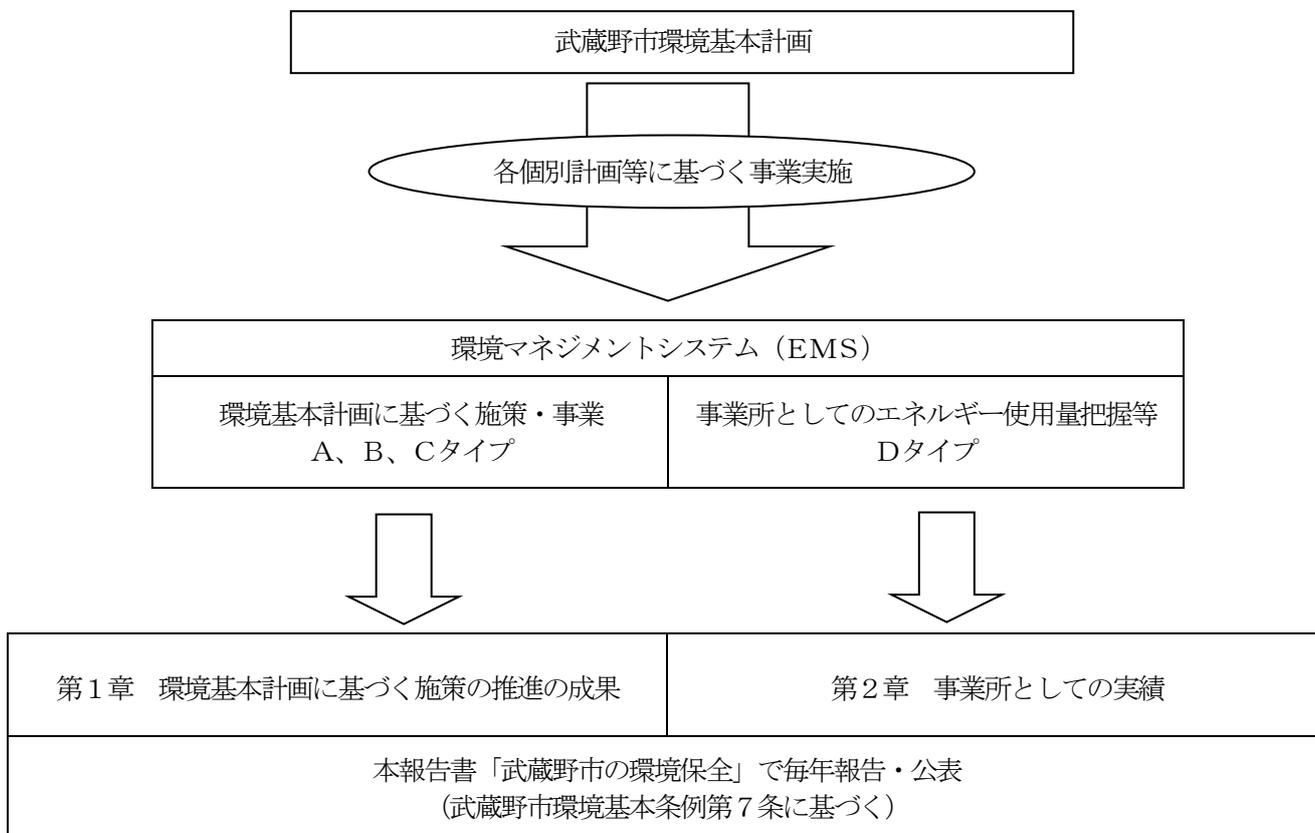
EMSでは、市が実施している環境施策・事業を以下の4種類に分類しています。

Aタイプ・Bタイプ・Cタイプの事業については、市の施策・事業についてです。環境基本計画の取組とも連動しており、第1章で取組結果をまとめています。

Dタイプの事業については、事業所としての市の取組です。第2章で取組結果をまとめています。

性質	タイプ	内容
環境に関する啓発	Aタイプ	環境基本計画に基づく施策・事業
良好な環境の創出	Bタイプ	
汚染・公害の対策	Cタイプ	
省エネ・省資源・ごみの排出	Dタイプ	事業所としてのエネルギー使用量把握等

図 環境基本計画とEMS



(3) 武蔵野市環境マネジメントシステム対象組織

下記の市直営の組織を対象とし、EMSの運用単位としています(令和3年3月31日現在)。

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
1	企画調整課	企画調整課長	総合政策部	総合政策部長
2	資産活用課	資産活用課長		
3	秘書広報課	秘書広報課長		
4	総務課	総務課長	総務部	総務部長
5	自治法務課	自治法務課長		
6	人事課	人事課長		
7	情報管理課	情報管理課長		
8	財政課	財政課長	財務部	財務部長
9	管財課	管財課長		
10	施設課	施設課長		
11	市民税課	市民税課長		
12	資産税課	資産税課長		
13	納税課	納税課長		
14	産業振興課	産業振興課長	市民部	市民部長
15	消費生活センター	消費生活係長		
16	多文化共生・交流課	多文化共生・交流課長		
17	市民課	市民課長		
18	吉祥寺市政センター	吉祥寺市政センター長		
19	武蔵境市政センター	武蔵境市政センター長		
20	中央市政センター	中央市政センター長		
21	市民活動推進課	市民活動推進課長	市民部(市民活動部門)	市民活動担当部長
22	男女平等推進センター	男女平等推進担当課長	市民部(市民活動部門)	市民活動担当部長
23	安全対策課	安全対策課長	防災安全部	防災安全部長
24	防災課	防災課長		
25	環境政策課	環境政策課長	環境部	環境部長
26	むさしのエコreポート	環境啓発施設担当課長		
27	ごみ総合対策課	ごみ総合対策課長		
28	下水道課	下水道課長		
29	緑のまち推進課	緑のまち推進課長	健康福祉部	健康福祉部長
30	地域支援課	地域支援課長		
31	生活福祉課	生活福祉課長		
32	高齢者支援課	高齢者支援課長		
33	障害者福祉課	障害者福祉課長		
34	健康課	健康課長		
35	保険年金課	保険年金課長		
36	子ども政策課	子ども政策課長	子ども家庭部	子ども家庭部長
37	子ども育成課	子ども育成課長		
38	南保育園	南保育園長		
39	境保育園	境保育園長		
40	境南保育園	境南保育園長		
41	吉祥寺保育園	吉祥寺保育園長		

番号	対象組織	環境担当者	部門	部門別環境責任者
42	子ども家庭支援センター	子ども家庭支援センター所長	子ども家庭部	子ども家庭部長
43	児童青少年課	児童青少年課長		
44	桜堤児童館	桜堤児童館長		
45	まちづくり推進課	まちづくり推進課長	都市整備部	都市整備部長
46	吉祥寺まちづくり事務所	吉祥寺まちづくり事務所長		
47	交通企画課	交通企画課長		
48	住宅対策課	住宅対策課長		
49	建築指導課	建築指導課長		
50	道路管理課	道路管理課長		
51	用地課	用地課長		
52	会計課	会計課長	会計課	会計管理者
53	水道部総務課	水道部総務課長	水道部	水道部長
54	工務課（浄水場含む）	工務課長		
55	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	—	総務部長
56	監査委員事務局	監査委員事務局長	—	総合政策部長
57	議会事務局	議会事務局次長	議会事務局	議会事務局長
58	教育企画課	教育企画課長	教育部	教育部長
59	指導課	指導課長		
60	教育支援課	教育支援課長		
61	生涯学習スポーツ課	生涯学習スポーツ課長		
62	市民会館	市民会館長		
63	武蔵野ふるさと歴史館	武蔵野ふるさと歴史館長		
64	中央図書館	中央図書館長		
65	第一小学校	第一小学校長		
66	第二小学校	第二小学校長		
67	第三小学校	第三小学校長		
68	第四小学校	第四小学校長		
69	第五小学校	第五小学校長		
70	大野田小学校	大野田小学校長		
71	境南小学校	境南小学校長		
72	本宿小学校	本宿小学校長		
73	千川小学校	千川小学校長		
74	井之頭小学校	井之頭小学校長		
75	関前南小学校	関前南小学校長		
76	桜野小学校	桜野小学校長		
77	第一中学校	第一中学校長		
78	第二中学校	第二中学校長		
79	第三中学校	第三中学校長		
80	第四中学校	第四中学校長		
81	第五中学校	第五中学校長		
82	第六中学校	第六中学校長		

5 計画に基づく施策の推進の成果（総評）

※令和2年度は第四期環境基本計画の最終年度のため、期間全体（平成28年～令和2年度）の評価も示すこととする。

＜環境方針1＞ 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます ～環境配慮行動のしくみづくり～

- 環境方針1の集大成とも言える事業として、令和2年度11月に環境啓発施設むさしのエコreゾートを開設しました。今後、同施設は各課と連携しながら市民の環境配慮を促す拠点として、大きな役割が期待されています。
- 一方で、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の蔓延により、全庁的にイベントの中止等が相次ぎました。しかし、そのような中でも、むさしの環境フェスタのオンライン開催等、新しいかたちでの環境啓発施策が実施され、一定の効果を上げたことから、今後の環境啓発の手法の選択肢の幅に示唆を与えるものとなりました。
- その他、計画期間全体における実績として、水の学校や環境の学校の実施、クールチョイスの推進等、多様な市民団体や事業者と連携しながら環境啓発を着実に推進してきました。

＜環境方針2＞ 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～

- 令和3年2月24日に市長の施政方針演説において、「2050年ゼロカーボンシティ」が表明されました。2050年度までに市が排出する温室効果ガスを実質ゼロにしようとする意欲的な宣言であり、令和3年度から計画期間が開始する武蔵野市地球温暖化対策実行計画2021に基づき、今後は具体的な取り組みが求められています。
- また、平成30年度～令和2年度の3か年事業である「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」が完了しました。これにより、年間約1,000t-CO₂の削減や地産地消率の向上が見込まれ、低炭素社会の実現に向けて先進的なモデルケースの一つが確立したと言えます。
- その他、計画期間全体における実績として、地中熱・温度差エネルギーの活用や水素自動車の公用車としての導入等の新しいエネルギーの活用、効率的なエネルギー活用推進助成制度のニーズに合わせた制度改善等、積極的に地球温暖化対策を展開してきました。

＜環境方針3＞ ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～

- 平成29年度に武蔵野クリーンセンターが本格稼働し、最新鋭のプラント設備によりごみ処理を行ってきました。同施設はごみの焼却熱により蒸気と電気を生み出し、周辺公共施設にエネルギーを供給していることから、ごみの分野だけでなくエネルギーの分野にとっても重要な施設でもあります。
- また、人口増加に伴い一般廃棄物の総量が増加している中で、循環型社会の軸となるごみの発生抑制に関する各種取組が継続的に推進されています。令和元年度には「ごみ収集の在り方等検討委員会」がまとめた最終報告書に基づき、行政収集の地区割の再編、収集曜日の変更及び一部品目の収集頻度変更が行われ、ごみ処理コストや環境負荷の低減が実現しており、総合的な観点で循環型社会の構築が図られています。

4

＜環境方針4＞ 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます ～自然が感じられる環境の確保～

- 平成29年度に武蔵野市生物多様性基本方針を策定し、これに基づき平成30年度と令和元年度に市内の生物生息状況調査を行いました。これらにより、自然環境の質を考慮した本市らしい生物多様性施策を展開する上での基礎が整備されました。
- また、公園整備、水辺環境整備、接道部緑化、保存樹林・保存樹木・保存生垣への助成、農地保全、多摩の

森林整備等を市民や事業者と連携しながら引き続き推進したことにより、自然環境の維持や創出も図られたため、自然環境の質と量を向上させる施策が両輪で推進されました。

＜環境方針5＞ 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～

- 平成29年に武蔵野市公共施設等総合管理計画が策定され、武蔵野市都市計画マスタープランをはじめとする既存の計画とあわせて、より総合的に環境配慮の観点からもまちづくりを行っていく体制が整備されました。
- また、都市基盤整備分野における特徴的な環境配慮として、道路の整備や電線類の地中化、自転車駐車場、喫煙トレーラーハウスの整備といった行政が主体となって行うハード整備が着実に推進しました。
- 一方で、まちづくり条例による指導、地域ぐるみの美化活動、吉祥寺駅周辺の荷さばき対策といった市民、事業者等と連携して行うソフトな対策もあわせて進捗しました。

＜環境方針6＞ 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～

- 大気汚染や水質汚濁、振動等の典型7公害はもちろん、近年増加している生活型公害（住宅等からの音や犬猫に関するトラブル、樹木の越境等）についても対応し、汚染・公害の防止や解消に努めました。なお、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴いテレワークが浸透したことにより、令和2年度は住宅に起因する生活型公害の苦情・相談の増加が顕著であるため、今後もこの動向は注視する必要があります。
- また、第六中学校、うさぎ山公園等、市立小中学校の校庭や公園に雨水貯留浸透施設を設置したほか、指導を通じた民有地への雨水浸透施設の設定件数も順調に推移しており、豪雨・浸水対策や地下水涵養が進捗しました。

【新型コロナウイルス感染症の影響について】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、市では事務事業の見直しが行われ、中止・延期・縮小となった事業が多く発生した。

イベント・講座等の事業については、現地開催は軒並み中止となったが、一方でオンラインやSNSを活用した新たな手法により環境啓発等の事業が実施され、対象者の拡大や新たな層の取り込みへの可能性が見えた。

また、人々の生活様式が変化したことにより、様々な事業で影響が見受けられた。在宅勤務等により在宅時間が増えたことがマイナス要因として働き、家庭系ごみの増加や騒音や振動等の公害に関する苦情の増加などの事象につながったと思われる一方で、放置自転車の撤去件数は減少したなどプラス要因に働いたと思われる事象も数値で明確に表れており、新型コロナウイルス感染症は武蔵野市の環境施策に正の影響も負の影響ももたらしたと言える。

このように新型コロナウイルスにより変化した生活様式は、コロナ禍が終息した後も定着する可能性があるため、市は動向を注視し、必要に応じて施策の目的や目標、手法等の見直しを行い、的確に施策に反映していく必要がある。

6 計画に基づく施策の推進の成果（個別事業の実績）

環境方針1 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます
～環境配慮行動のしくみづくり～

事業番号	事業名	担当課	頁
1	市報等による環境情報の提供	秘書広報課	13
2	むさしの青空市	産業振興課 (消費生活センター)	13
3	くらしフェスタむさしの(消費生活展)	産業振興課 (消費生活センター)	13
4	グリーンコンシューマー育成事業	産業振興課 (消費生活センター)	14
5	環境情報コーナー	産業振興課 (消費生活センター)	14
6	グリーン購入の推進	環境政策課	14
7	むさしの環境フェスタ	環境政策課(むさしのエコreゾート含む)、ごみ総合対策課、下水道課、緑のまち推進課	14
8	犬のしつけ方教室	環境政策課	15
9	むさしの地域猫の会への支援	環境政策課	15
10	むさしの猫セミナー	環境政策課	15
11	むさしのエコreゾート自由来館・施設見学	環境政策課 (むさしのエコreゾート)	15
12	環境の学校	環境政策課 (むさしのエコreゾート)	16
13	環境に関する情報発信についての検討	環境政策課 (むさしのエコreゾート)	16
14	公募提案型環境啓発事業	環境政策課 (むさしのエコreゾート)	17
15	身近な環境に関する啓発	環境政策課 (むさしのエコreゾート)	17
16	ごみに関する各種イベント・講座等	ごみ総合対策課	18
17	ごみに関する各種印刷物	ごみ総合対策課	18
18	クリーンむさしのを推進する会への支援	ごみ総合対策課	18
19	ECOパートナー認定表彰制度	ごみ総合対策課	19
20	クリーンセンターの公開	ごみ総合対策課	19
21	環境報告書	ごみ総合対策課	20
22	緑化推進に関する啓発	緑のまち推進課	20
23	園児等に対する環境教育	子ども育成課 (各公立保育園)	20
24	親子棚田体験事業	児童青少年課	20
25	家族ふれあい自然体験事業(鳥取県・遠野市)	児童青少年課	20
26	むさしのジャンボリー	児童青少年課	21
27	二俣尾自然体験事業	児童青少年課	21
28	ハバロフスク市との青少年交流事業	児童青少年課	21
29	中学生・高校生リーダー養成講座	児童青少年課	21
30	水に関する啓発・広報	水道部総務課	22
31	セカンドスクール・プレセカンドスクール	指導課	22
32	利賀村訪問事業	指導課	22
33	森林体験教室	生涯学習スポーツ課	22

34	環境と歴史に関する展示・講座等	生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館)	23
35	児童・生徒に対する環境教育	各公立小・中学校	23

環境方針2 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～

事業番号	事業名	担当課	頁
36	低公害車・低燃費車の導入(自動車の管理)	管財課	24
37	エネルギー地産地消プロジェクト	環境政策課	24
38	温度差利用設備の設置	環境政策課	25
39	効率的なエネルギー活用推進助成制度	環境政策課	25
40	建築物の環境配慮	環境政策課	26
41	グリーンパートナー事業	環境政策課	26
42	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	環境政策課	26
43	エコオフィスむさしの	環境政策課	26
44	公共施設における太陽光発電システムの運用	環境政策課	27
45	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	ごみ総合対策課	28

環境方針3 ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～

事業番号	事業名	担当課	頁
46	機密文書のリサイクルの推進	総務課	29
47	電子申請の活用	情報管理課	29
48	備蓄食料の活用	防災課	29
49	一般廃棄物処理量の監視	ごみ総合対策課	30
50	ごみの排出状況の監視・指導	ごみ総合対策課	30
51	廃棄物の多量排出事業者への指導	ごみ総合対策課	31
52	資源回収団体や事業者への補助金交付	ごみ総合対策課	31
53	剪定枝葉等の堆肥化	ごみ総合対策課	32
54	むさしのエコポ(不用品再利用掲示板事業)	ごみ総合対策課	32
55	小型廃家電製品マテリアル回収	ごみ総合対策課	32
56	資源物の拠点回収	ごみ総合対策課	33
57	放置自転車の再利用	交通企画課	33
58	除籍図書のリサイクル(中央・吉祥寺・プレイス)	図書館	33

環境方針4 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます
～自然が感じられる環境の確保～

事業番号	事業名	担当課	頁
59	農地保全制度	産業振興課	35
60	環境保全型農業用資器材購入補助制度	産業振興課	35
61	緑化推進における支援と指導	緑のまち推進課	35
62	緑を支える市民活動への支援	緑のまち推進課	36
63	公園緑地等の整備	緑のまち推進課	37
64	水辺環境の整備	緑のまち推進課	38
65	多摩の森林整備	緑のまち推進課	38
66	学校緑化の支援	教育企画課	39

環境方針5 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～

事業番号	事業名	担当課	頁
67	公共施設の建築・工事における環境配慮	施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課	40
68	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	環境政策課	40

69	あき地の適正管理	環境政策課	41
70	三駅周辺清掃の実施	ごみ総合対策課	41
71	市内美化の推進	ごみ総合対策課	42
72	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	ごみ総合対策課	42
73	まちづくり条例に基づく開発指導	まちづくり推進課	42
74	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	吉祥寺まちづくり事務所	43
75	自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し	交通企画課	43
76	放置自転車の撤去	交通企画課	43
77	ムーブスの運行	交通企画課	43
78	パーク・アンド・バスライドシステム	交通企画課	44
79	駐車場案内・誘導システム	交通企画課	44
80	空き家の適正管理	住宅対策課	44
81	既存住宅の耐震性能向上施策	住宅対策課	44
82	電線類の地中化の推進	交通企画課	45
83	生活道路の整備	交通企画課	45
84	舗装の補修	道路管理課	45
85	狭あい道路の拡幅整備	道路管理課	45
86	歩道の整備	交通企画課	46
87	公共用地取得後の適正管理	用地課	46

環境方針6 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします ～公害対策と生活環境保全～

事業番号	事業名	担当課	頁
88	大気環境の測定	環境政策課	47
89	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	環境政策課	51
90	道路交通騒音・振動調査	環境政策課	52
91	地下水汚染調査・対策	環境政策課	56
92	玉川上水及び千川上水の水質調査	環境政策課	57
93	酸性雨調査	環境政策課	59
94	公害に関する苦情処理	環境政策課	60
95	放射線対策	環境政策課	61
96	害虫の駆除等	環境政策課	62
97	クリーンセンターの汚染・公害対策	ごみ総合対策課	63
98	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	下水道課	63
99	まちの臭気対策	下水道課	64
100	合流式下水道改善施設の運用	下水道課	64
101	事業場排水の水質規制	下水道課	65
102	雨水浸透施設の設置・指導	下水道課	65
103	雨水貯留槽購入助成制度	下水道課	66
104	透水性舗装の整備	交通企画課	66
105	直結給水の推進	水道部工務課	66
106	水の安定供給	水道部工務課	66
107	配水管網の耐震化	水道部工務課	67
108	漏水防止対策	水道部工務課	67
109	浄水場の汚染・公害対策	水道部工務課	67
110	薬品の管理	ごみ総合対策課、生涯学習スポーツ課、各公立小・中学校	67
111	庁舎管理における汚染・公害対策	関係各課	67

＜環境方針1＞ 市民・事業者・行政（市）の自発的な行動を促す取組を進めます
 ～環境配慮行動のしくみづくり～

1	市報等による環境情報の提供	担当課	秘書広報課
---	---------------	-----	-------

市報、季刊誌、市ホームページ、むさしのキッズページ、SNS等の広報媒体を通じて、市民や市内事業者に環境情報を積極的に提供し、環境に対する意識啓発を行いました。

2	むさしの青空市	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	---------	-----	---------------------

毎年11月に開催し、1万人以上の市民が参加するイベントです。生活用品の再利用や物資の有効利用のため、リサイクル品の販売等を実施しています。また、会場内では徹底したごみ減量、分別資源化を市民参加で行っています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

青空市での廃棄物量

(単位：kg)

	第36回 (平成28年)	第37回 (平成29年)	第38回 (平成30年)	第39回 (令和元年)	第40回 (令和2年)
可燃ごみ	40.0	55.0	49.0	42.0	-
不燃ごみ	0.0	0.0	0.0	0.0	-
資源ごみ	115.0	156.0	185.0	222.0	-
計	155.5	211.0	234.0	264.0	-

資源ごみの内訳

(単位：kg)

	第36回 (平成28年)	第37回 (平成29年)	第38回 (平成30年)	第39回 (令和元年)	第40回 (令和2年)
缶	7.0	7.0	12.0	9.0	-
ビン	11.0	6.0	9.0	6.0	-
トレー	16.0	19.0	12.5	20.0	-
ダンボール・雑紙	67.0	106.0	122.5	156.0	-
生ごみ	5.0	10.0	12.0	23.0	-
プラ容器	8.0	8.0	17.0	7.0	-
ペットボトル	1.0	0.0	0.0	1.0	-
計	115.0	156.0	185.0	222.0	-

3	くらしフェスタむさしの（消費生活展）	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	--------------------	-----	---------------------

消費生活展では、市内団体の消費生活に関する活動の成果を発表し、その中で環境問題についての情報発信も行いました。

消費生活展(くらしフェスタむさしの2020)の開催

実施日	テーマ	場所	参加団体数
令和3年2月19日～26日	かわる時代 かわる暮らし	武蔵野市役所 1階ロビー	7団体

4	グリーンコンシューマー育成事業	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	-----------------	-----	---------------------

グリーンコンシューマーとは、環境に配慮して買い物をする消費者のことです。環境にやさしい商品を積極的に買うことで、経済社会の仕組みを変え、地球環境を守っていく運動が、グリーンコンシューマー運動です。市では年間を通してこのような運動を支援するとともに、環境問題の啓発に努めました。

5	環境情報コーナー	担当課	産業振興課 (消費生活センター)
---	----------	-----	---------------------

消費生活関連図書の中で環境に関連した図書の貸出を行いました。

6	グリーン購入の推進	担当課	環境政策課
---	-----------	-----	-------

「武蔵野市グリーン購入推進指針」に基づき、全庁的にグリーン購入（環境に配慮した製品の購入）に取り組みました。グリーン購入を推進することで、環境への負荷を少なくし、また行政機関が組織的に購入することでグリーン製品の市場拡大を目指しました。

グリーン購入（環境に配慮した製品の購入）の調達実績

分野	品目	総調達量	グリーン購入による調達量	グリーン購入以外の調達量	グリーン購入による調達率
紙類	印刷用紙、情報用紙	69,956,399 枚	64,823,688 枚	5,132,711 枚	92.7%
文具類	ボールペン、マーキングペン	19,480 本	16,722 本	2,758 本	85.8%
	ファイル・バインダー、ノート	51,175 冊	48,172 冊	3,003 冊	94.1%
	その他の文具類 15 品目	537,282 個	302,110 個	235,172 個	56.2%
オフィス家具等	いす、棚・収納用什器、机	534 脚・台	361 脚・台	173 脚・台	67.6%
オフィス機器・電子計算機等	一次電池又は小型充電式電池ほか2品目	6,871 個	6,687 個	184 個	97.3%
照明	照明器具（蛍光灯・LED）	1,926 台	1,719 台	207 台	89.3%
作業手袋	作業手袋（災害備蓄用を含む）	9,541 組	785 組	8,756 組	8.2%
制服・作業服	制服・作業服	1,225 着	662 着	563 着	54.0%

(紙類の枚数はすべてA4換算)

7	むさしの環境フェスタ	担当課	環境政策課（むさしのエコreゾーン含む）、ごみ総合対策課、下水道課、緑のまち推進課
---	------------	-----	---

環境に関する啓発や環境学習機会の提供、出展団体の活動活性化、団体間の交流促進のため、市・市民・事業者等で連携して第13回むさしの環境フェスタを開催しました。

開催期間 令和2年11月8日～令和3年3月31日（特設サイトは10月15日から公開）
 会場 オンライン開催 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
 総閲覧数 18,816件
 主な内容 ・市民（団体）・事業者・行政等の環境に関する取組紹介〔出展者数30団体〕
 ・環境にまつわるクイズ、ぬりえ など

8	犬のしつけ方教室	担当課	環境政策課
---	----------	-----	-------

犬のしつけ方教室は、市民の方々に、犬を例とした伴侶動物（パートナーとして家族の一員になりうる動物）の正しい飼育方法、コミュニケーションの取り方を知ってもらうことを通じて、動物愛護の具体的な実践の一つと位置付けられます。※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインにて開催しました。

犬のしつけ方教室の開催回数

年度	28	29	30	元 (31)	2
実施回数(回)	3	2	2	2	1

9	むさしの地域猫の会への支援	担当課	環境政策課
---	---------------	-----	-------

むさしの地域猫の会とは、人と猫が快適に共生できるまちづくりを目標に、猫によるトラブルをなくそうと平成18年9月から、①餌やりの後始末と糞尿清掃等、②不妊・去勢手術助成、③猫の譲渡会開催、④猫トラブル相談、⑤飼い主のいない猫の増加を抑制するための啓発活動等について協働事業を行っています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため譲渡会を中止しました。

むさしの地域猫の会への地域環境協働事業補助金の交付実績等

年度	28	29	30	元 (31)	2
補助金額(円)	496,500	496,500	496,500	496,500	496,500
不妊手術(頭)	30	30	31	20	14
去勢手術(頭)	20	10	30	10	10
市と共催の譲渡会(回)	2	2	2	2	-

10	むさしの猫セミナー	担当課	環境政策課
----	-----------	-----	-------

猫の習性に関して理解を深めることにより、猫の適正飼養について普及・啓発を図るために、「むさしの猫セミナー」を開催しました。令和元年度は、第1回目として、はじめて猫を飼う方とこれから飼いたいと思っている方を対象とした飼い方や注意点などに関する講演会を行いました。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

11	むさしのエコre ゾート自由来館・施設見学	担当課	環境政策課 (むさしのエコre ゾート)
----	-----------------------	-----	-------------------------

令和2年11月8日(日)に開館したむさしのエコre ゾートは、自由にご来館いただくことができます。また、市内小学生の社会科見学など、団体見学の案内も行いました。

年度	自由来館	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
2	20,082	2	194	26	244	28	438

※自由来館の人数は、環境啓発事業(イベント等)の参加者を含む。

12	環境の学校	担当課	環境政策課 (むさしのエコreゾート)
----	-------	-----	------------------------

○環境の学校 連続講座の開催

多様な環境問題（ごみ、資源、エネルギー、緑、水循環、生物多様性など）への理解を深めると同時に、学び・気づきを発信できる実践的な講座であり、講座を通じて環境啓発の担い手・主体として継続的に活躍できる人材を育成することを目的にしています。なお、水環境連続講座「水の学校」との統合により、水循環についても学べる内容を含んでいます。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全回オンラインで実施しました。

参加者 17人

実施回	実施日	テーマ
第1回	令和2年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ようこそ武蔵野環境の学校へ ・武蔵野市の環境事業の概要を知る ・オンライン上でのコミュニケーションのコツなどを学ぶ
第2回	令和2年11月27日	「食品ロス」について考える
第3回	令和2年12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市／日本／世界のごみ問題 ・SDGsってなに？
第4回	令和3年1月29日	・武蔵野市と世界の水循環
第5回	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・私たちにできることは ・アクション、次の一歩へ
フォローアップ講座	令和2年11月20日	第1回目欠席者向け講座 <ul style="list-style-type: none"> ・オリエンテーション（講座の概要、オンライン企画について） ・武蔵野市の環境事業の概要を知る ・人の話を聞く、話すなどのコミュニケーションの基礎や、オンライン上でのコミュニケーションのコツなどを学ぶ
成果発表に向けたミーティング	令和3年3月12日	・成果発表の時期や方法を検討し、役割分担を行う

○環境の学校 PRプロジェクトの開催

むさしのエコreゾートの周知や環境啓発のために、SNS等をよく利用する高校生・大学生世代を対象としたワークショップを実施しました。参加者は令和元年度から継続して参加し、紙班・SNS班・インターネット班・映像班に分かれて成果物を作成しました。

参加者 14人

実施回	実施日	テーマ
プレミーティング	令和2年6月5日	昨年度の振り返りと今後の進め方について
第1回	令和2年7月6日～10日	各コンテンツのメディアとは
第2回	令和2年8月3日～7日	各コンテンツで伝える情報の選定
第3回	令和2年9月7日～11日	各コンテンツのデザイン案
第4回	令和2年10月5日～9日	各コンテンツのデザイン
第5回	令和2年10月26日～30日	各コンテンツの最終確認
発表	令和2年11月8日～順次	むさしのエコreゾート開館記念式典等で順次発表

13	環境に関する情報発信についての検討	担当課	環境政策課 (むさしのエコreゾート)
----	-------------------	-----	------------------------

むさしのエコreゾートの開館に合わせ、公式ホームページ、フェイスブック、及びインスタグラムの運用を開始し、環境啓発情報の発信を行いました。

むさしのエコreゾート公式ホームページ

年度	2
全ページアクセス件数	3,753

※セッション数による集計。 ※令和2年度は令和3年1月8日～3月31日の集計値。

ソーシャルメディア

年度	2
むさしのエコ re ゾート公式フェイスブックのフォロワー数	108
むさしのエコ re ゾート公式インスタグラムのフォロワー数	191

14	公募提案型環境啓発事業	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	-------------	-----	--------------------------

団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動を促進するため、市内に事務所や活動の拠点があるか、代表者が市民である団体が行う環境啓発事業に対し補助を行いました。

団体名	補助事業名	交付額 (円)
NPO法人むさしの市民エネルギー	オンライン講演会 持続可能な社会を暮らしの中から ～ウィズコロナとエネルギー～	37,400
特定非営利活動法人サラダボウル	ぶんぐりんく	51,170
BeYond Labo	ひとりの小さなSDG s から みんなで続ける大きなSDG s へ	54,669
フードバンク Zoom 講座実行委員会	武蔵野ではじめよう!!「フードバンクって何?」Zoom 講座	28,561

15	身近な環境に関する啓発	担当課	環境政策課 (むさしのエコ re ゾート)
----	-------------	-----	--------------------------

○環境啓発施設むさしのエコ re ゾート開館イベント

令和2年11月8日に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小して記念式典・内覧会を行いました。専用ホームページを開設し、オンライン中継や収録したコンテンツを配信しました。

○環境月間での啓発事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○打ち水事業「打ち水 de COOL」

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○緑のカーテン事業

令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○環境啓発冊子の学校配布

7月の夏休み前に市立小学校の3年生を対象に冊子「出かけて探して見つけよう!武蔵野市の自然」を、6年生を対象に冊子「地球温暖化って何?」を配布しました。

○緑の市民講座

講座名	実施日	申込者(人)
国産レモンの魅力と育て方のポイント	令和3年2月24日	51
ナチュラルガーデン講座	令和3年3月26日	25

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全回オンラインで実施しました。

○こどもエコクラブ活動のサポート

市内の「こどもエコクラブ」の活動の窓口として、クラブへの参加を呼びかけ、各クラブの活動をサポートしました。

年度	2
累計クラブ数	18

16	ごみに関する各種イベント・講座等	担当課	ごみ総合対策課
----	------------------	-----	---------

○夏休みごみ探検隊の実施

次世代を担う子どもたちに、中間処理施設の見学、自然観察、最終処分場見学を通じ、ごみの排出から最終処分までの流れについて知ってもらい、ごみの減量やごみと環境の関わり・自然環境保全に対する認識を深めてもらうことを目的としています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○3R環境講座

環境や3Rについて楽しみながら学ぶことのできる講座を開催しました。不要となった廃棄物を利用して、日々の生活に役立つ物に生まれ変わる講座や、食材をムダにしない料理講座を実施しました。このような体験を通じて、ごみと環境について考えるきっかけとすることを目的としています。

回数	実施日	内 容	参加者
-	令和2年4月11日～ 令和2年9月12日	全6回連続講座 「生ごみたい肥で野菜を作り、ごみを減らそう」 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	-
第44回	令和3年3月3日	ブロッコリー 茎までまるごと使いきりレシピ	12名

※回数とは、平成22年3月に開始した「クリーンセンター環境講座」からの通算回数です。

年度	28	29	30	元 (31)	2
実施回数	3	3	2	2	1
参加者数	58	50	51	32	12

17	ごみに関する各種印刷物	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

○「武蔵野ごみニュース」の発行

家庭ごみの更なる減量を図るため、各家庭において実践してもらいたい減量行動やごみの現状、ごみに関するトピック等を盛り込んだ情報紙を作成し、年2回、全戸配布しました。

○「ごみ便利帳」の発行

ごみの分別収集徹底を推進するため、ごみの分別方法の詳細な案内を盛り込んだ市民向け啓発用冊子「ごみ便利帳 ecoブック」を作成し、市民課や市政センター窓口で転入者等に対して配布しました。

○「ごみと資源の収集カレンダー」の発行

収集日を地区ごとにまとめた「ごみと資源の収集カレンダー」を作成し、全戸配布しました。

18	クリーンむさしのを推進する会への支援	担当課	ごみ総合対策課
----	--------------------	-----	---------

全市的に組織された環境市民団体「クリーンむさしのを推進する会」に対して、補助金の交付等を通して、地域でのごみ減量・資源化への実践活動を支援しました。また、同会と「武蔵野ごみニュース」全戸配布、陶磁器のリユース等を協働事業として実施しました。

補助金交付・協働事業委託実績

補助金額	2,128,000円
協働事業委託	43,000円
ごみ減量情報誌配布委託	1,528,412円

クリーンむさしのを推進する会活動実績

市民の生ごみ処理容器購入助成	コンポスター4台
研修会	参加者数計65名（オンライン参加含む）

減量活動等	陶磁器のリユース 落ち葉の堆肥化 環境フェスタでのごみ減量アピール等
-------	--

19	ECOパートナー認定表彰制度	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

市内に所在地のある事業所のうち、ごみ減量資源化に積極的に取り組んでいる事業者を、市の認定基準に基づき表彰します。令和2年度は29事業者を認定表彰しました。

令和2年度 ごみ減量資源化推進事業者認定表彰者

亜細亜大学	アトレ吉祥寺店	イトーヨーカ堂武蔵境店
いなげや武蔵野桜堤店	いなげや武蔵野関前店	いなげや武蔵野西久保店
井の頭自然文化園	NTT 武蔵野研究開発センタ	エフエフビル管理組合
御料理武蔵野	吉祥寺第一ホテル	吉祥寺東急REI ホテル
キラリナ京王吉祥寺	コピス吉祥寺	サミットストア武蔵野緑町店
JR吉祥寺駅	シュープラザビル	成蹊学園
西友吉祥寺店	ダイヤバローレビル	東急百貨店吉祥寺店
パルコ吉祥寺店	丸井吉祥寺店	三鷹東急ストア
ミニコープ武蔵野店	武蔵野赤十字病院	モンテローザ
横河電機	ヨドバシ吉祥寺	

20	クリーンセンターの公開	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

○クリーンセンター施設見学

平成29年度より稼働したクリーンセンターでは、予約不要で自由に施設見学ができるようになりました。市内小学生の社会科見学など、事前申込制での団体見学の案内も行いました。

年度	自由見学	小・中学校		その他団体		団体見学合計	
	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)	団体数	人数(人)
28	-	13	733	11	140	24	873
29	12,563	14	1,035	239	3,505	253	4,540
30	21,448	14	947	161	2,319	175	3,266
元(31)	12,182	15	931	128	1,838	143	2,769
2	5,910	13	535	30	222	43	757

※自由見学の人数は、環境啓発事業(イベント等)の参加者を含む。

○環境図書コーナー

クリーンセンター2階コミュニティラウンジに環境関連の図書・雑誌等を取り揃え、来場者が閲覧できるように配架しました。

○環境啓発事業

武蔵野クリーンセンター運営の一環として、運営事業者である株式会社むさしのEサービスが、武蔵野市と共催で、エコマルシェ、子どもワークショップ等の啓発事業を行っていましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止としました。

21	環境報告書	担当課	ごみ総合対策課
----	-------	-----	---------

ごみ処理施設であるクリーンセンターの環境配慮方針や、運転に伴う環境負荷低減に向けた取り組みの状況について「環境報告書」にまとめました。冊子を配布するとともに、市ホームページで公表しています。

22	緑化推進に関する啓発	担当課	緑のまち推進課
----	------------	-----	---------

緑の保全に関する意識啓発を推進することによって、環境保全活動の広がりを目指しました。

令和2年度 事業実績

事業名	実施日(頻度)	実績等
市民参加花壇への植付け	夏冬(2回)	総本数 2,470株
		花壇 延べ20箇所
		市民参加人数 延べ243人
菊花展	10月30日～11月4日	出品数 193点
東洋蘭展	中止※	-
市民講座(剪定)	中止※	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

23	園児等に対する環境教育	担当課	子ども育成課 (各公立保育園)
----	-------------	-----	--------------------

各市立保育園において野菜の栽培や収穫体験を行い、農業と市民生活との関わりについて学ぶ機会を作っています。そのほか、日常的にごみの分別について伝え、その必要性を考える機会を作っています。

24	親子棚田体験事業	担当課	児童青少年課
----	----------	-----	--------

都会を離れて新潟県長岡市で1泊2日の農業体験(田植・収穫)を、親子・家族で行います。棚田農業が食糧生産だけでなく、自然環境保全に果たす役割を学ぶとともに、家族と一緒に農業を体験し、農業の楽しさ、大切さを体感するきっかけ作りをします。※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
参加人数	25家族70名	28家族67名	24家族61名	23家族60名	-

25	家族ふれあい自然体験事業(鳥取県・遠野市)	担当課	児童青少年課
----	-----------------------	-----	--------

○鳥取県家族ふれあい自然体験事業

鳥取県との共同企画です。都会と違うゆったりした時間の流れる鳥取県の豊かな自然の中で、親子・家族で様々な体験を共有し、農林漁業を含めた様々な自然体験を行い、都市と農村の相補関係を理解することを目的に実施している事業です。

平成15年度に開始し、平成24年度からは隔年で実施しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
参加人数	28家族81名	-	28家族79名	-	-

○遠野市家族ふれあい自然体験事業

遠野市で行う家族参加の自然体験事業です。遠野市の豊かな自然環境の中で、特徴ある民俗風土に根ざした生活体験を通じて、自然・家族・地元との3つのふれあいをねらいとしました。

平成16年度に開始し、平成23年度からは隔年で実施しています（令和2年度は実施なし）。

実施日	-
行先	岩手県 遠野市
参加者	-

年度	28	29	30	元(31)	2
参加人数	-	10 家族 26 名	-	15 家族 46 名	-

26	むさしのジャンボリー	担当課	児童青少年課
----	------------	-----	--------

「市立自然の村（長野県川上村）」において、小学校4年生～6年生を対象に実施しました。便利な社会になった日常生活から離れ、厳しい自然環境の中で自己を律し、共同生活をすることで、子どもたちの「自立心」「創造性」「豊かな心」を育み、子どもたちに自然環境の大切さを学んでもらう事業です。

自然にふれあうことを通じ、自然環境の保護の必要性を認識し、またキャンプを通して材料、燃料の節約やごみの分別等を学びます。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
参加児童数	897	877	737	801	-
参加指導者数	552	508	427	548	-

27	二俣尾自然体験事業	担当課	児童青少年課
----	-----------	-----	--------

「二俣尾・武蔵野市民の森・自然体験館」において、家族を対象とし、本市ではできない自然体験をすることで、森林を含む自然環境に対する意識の向上を図る事業です。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
参加人数	11 家族 38 名	15 家族 38 名	13 家族 33 名	13 家族 33 名	-

28	ハバロフスク市との青少年交流事業	担当課	児童青少年課
----	------------------	-----	--------

青少年の自然体験促進と国際交流を目的とし、隔年でロシア連邦ハバロフスク市との中学・高校生の相互派遣を行っています。大自然の中で生活しつつ、次世代を担う青少年が自然の偉大さを体感し、自然との共存、国際的な環境問題等について考える機会を提供しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

年度	28 (派遣)	29 (受入)	30 (派遣)	元(31) (受入)	2 (派遣)
参加人数	19 名	12 名	19 名	12 名	-

29	中学生・高校生リーダー養成講座	担当課	児童青少年課
----	-----------------	-----	--------

中学生・高校生が地域社会の担い手として活躍できる力（知識・意識・ノウハウ）を身につけられるように、公共施設や地域社会の組織を利用して、野外活動等の体験事業を行いました（平成14年度から実施）。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容の一部を縮小・変更して実施しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
延参加者数	933	738	781	751	125
登録者数	400	360	347	353	194

30	水に関する啓発・広報	担当課	水道部総務課
----	------------	-----	--------

○市報による啓発・広報

全国水道週間（6月1日～7日）にあたり、6月1日号市報に水道事業に関する特集を掲載し、水に関する啓発及び広報を行いました。

○小学生を対象とした浄水場見学会

例年、市内小学校4年生を対象に浄水場の見学会を実施していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受け入れを中止しました。

31	セカンドスクール・プレセカンドスクール	担当課	指導課
----	---------------------	-----	-----

例年、自然とのふれあいをとおして、自然と人間の共生、環境保全の必要性等、自然を大切にしようとする態度を育てることを環境面の目標とし、全市立小学校5年生、中学校1年生を対象にセカンドスクール、小学校4年生を対象にプレセカンドスクールをそれぞれ実施しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

32	利賀村訪問事業	担当課	指導課
----	---------	-----	-----

昭和47年から姉妹都市の関係にある利賀村と武蔵野市、両者の信頼と友情を深めるため、毎年相互の訪問を実施しています。利賀村の豊かな自然の中で、そば打ちや森の家づくりなどの体験活動を行い、利賀村児童との交流を深めるとともに、自然の素晴らしさを知る事業となっています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

33	森林体験教室	担当課	生涯学習スポーツ課
----	--------	-----	-----------

「二俣尾・武蔵野市民の森」を活用し、年齢や季節に合わせた多様なプログラムを通じて、日常の生活では得がたい自然体験や林業体験事業を実施し、自然の中で生きる術、人間と森林が共存する知恵を学びました。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

対象	実施日	内容	定員
小学4年生～中学生	令和2年5月16日（中止）	道作り	20名
小学生	令和2年10月31日（中止）	山散策、丸太切り	30名
小学生	令和2年11月28日（中止）	山散策、丸太切り	30名

34	環境と歴史に関する展示・講座等	担当課	生涯学習スポーツ課 (武蔵野ふるさと歴史館)
----	-----------------	-----	---------------------------

天然記念物をはじめとする希少動物とのふれあいを通じて、天然記念物の保護及び生態系バランス維持の大切さ等について理解啓発を図りました。

○井の頭自然文化園動物観察教室

日 時 令和2年10月18日 午後1時～3時

会 場 井の頭自然文化園（動物園）

対 象 市内在住・在学の小学校4年生～6年生

内 容 動物用のエサの観察や飼育施設の観察を行い、動物園の飼育の歴史と工夫について学ぶ。

講 師 井の頭自然文化園動物解説員

参加者 8名

35	児童・生徒に対する環境教育	担当課	各公立小・中学校
----	---------------	-----	----------

各公立小・中学校において、各教科や総合的な学習の時間等の学習内容と関連付け、地域の自然や学校ビオトープ等を活用した特色ある環境学習を実践しました。

また、セカンドスクールやプレセカンドスクールで学んだことを生かし、環境保全についての児童・生徒の実践的態度を育てています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、セカンドスクール、プレセカンドスクールを中止しました。

<環境方針2> 低炭素社会に向けた施策を推進します ～エネルギーの地産地消～

36	低公害車・低燃費車の導入（自動車の管理）	担当課	管財課
----	----------------------	-----	-----

東京都環境確保条例に基づき、自動車の使用合理化や低公害車の導入等を記載した自動車環境管理計画書を都に提出し、またその実績を報告しました。

導入実績（令和2年度末時点）

	令和2年度導入数（台）	令和2年度末累計数（台）
指定低公害車	0	52
電気自動車 ※	8	17
天然ガス自動車 ※	0	7
ハイブリッド自動車 ※	2	8
その他 ※	2	20

※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、その他は指定低公害車の内数です。

※道路運送車両法上の自動車（二輪を除く）台数を計上しています。

37	エネルギー地産地消プロジェクト	担当課	環境政策課
----	-----------------	-----	-------

平成30～令和2年度の3か年で、クリーンセンターのごみ発電を中核とする以下の事業を「武蔵野市エネルギー地産地消プロジェクト」として実施しました。令和2年度に全ての工事が完了し、令和3年度以降はその効果測定を実施します。年間で約1,000t-CO₂の削減を見込むとともに、自立型エネルギーマネジメントシステムの構築により都市の強靱性の向上にも寄与するものです。

○クリーンセンターへのCEMSの導入

クリーンセンターと近隣公共施設における最適な需給管理を実現するため、クリーンセンター中央制御室内にCEMS（Community Energy Management System：地域エネルギー管理システム）を導入しました。

○第四中学校への電力自営線の整備

第四中学校における災害時等非常時利用のために、クリーンセンターと総合体育館の電力自営線における分電盤の設置、分電盤から第四中学校への電力自営線の整備を行いました。

○総合体育館におけるBEMSの設置、空調機更新

施設の省エネルギーマネジメントのために、総合体育館にBEMS（Building Energy Management System：ビルエネルギー管理システム）を導入しました。また、より省エネ性能の高い空調機に更新しました。

○3施設への蓄電池の設置

クリーンセンターで夜間に発電した電力を貯めておき、電力需要の大きい日中に放電するといった効率的なエネルギー活用のために、総合体育館、第四中学校、むさしのエコreゾートに蓄電池を設置しました。

- ・総合体育館：1,080 kWh
- ・第四中学校：270 kWh
- ・むさしのエコreゾート：270 kWh

○むさしのエコreゾートへの空調機・LED照明・太陽光発電システムの設置

令和2年11月に開設した環境啓発施設むさしのエコreゾートの開館にあわせ、同施設を環境に配慮した施設とするために、省エネ性能の高い空調機、LED照明、太陽光発電システムを設置しました。

○市庁舎の照明LED化

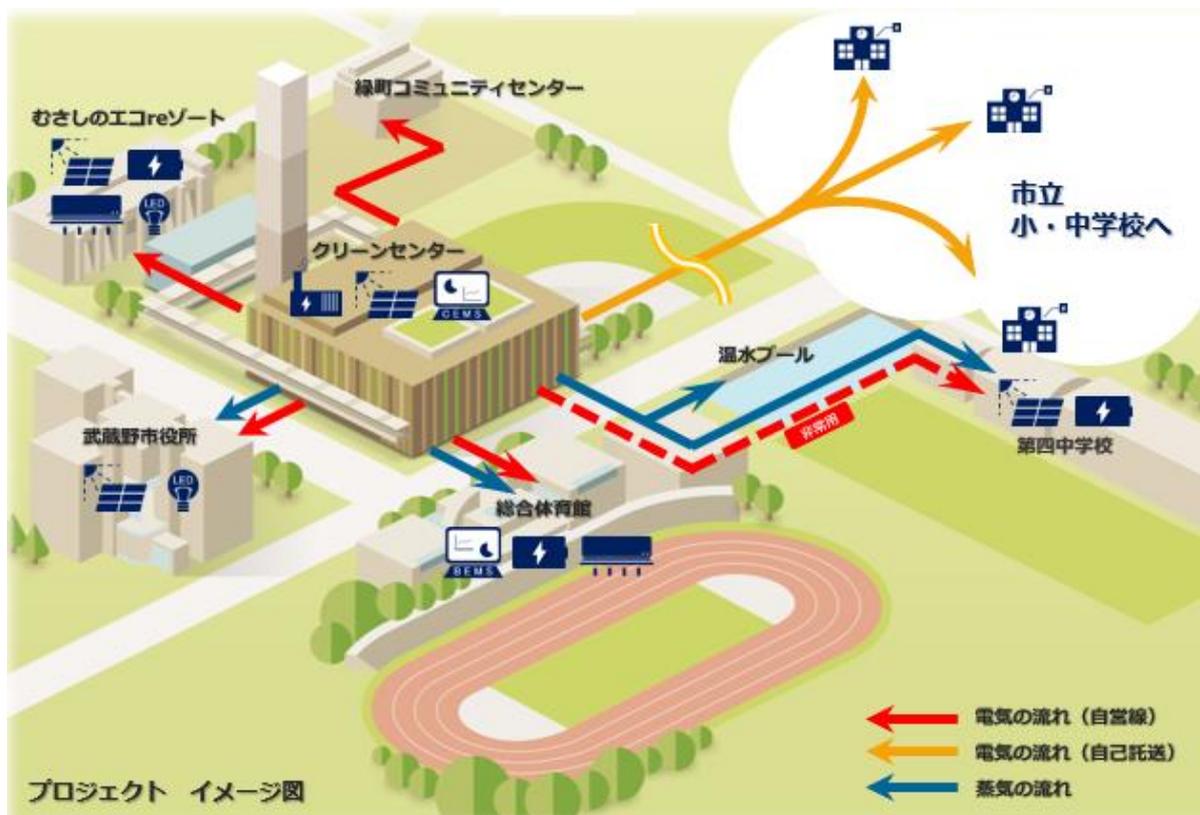
老朽化した市庁舎の蛍光灯をLEDに更新しました。

○電力会社の切り替え

クリーンセンターと市立18小・中学校の電力の購入先を排出係数の低い事業者に変更しました。

○自己託送の活用

クリーンセンターのごみ発電の夜間余剰電力分を、電力会社の送電線を利用して市立18小・中学校に供給しました。



38	温度差利用設備の設置	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

地下水熱・温度差エネルギーを活用したヒートポンプと、冷・温熱を触って体感することができる輻射式冷温水パネルヒーターを、平成29年3月にむさしの自然観察園に設置しました。来園者に対して未利用エネルギー活用事例の紹介として啓発しました。

39	効率的なエネルギー活用推進助成制度	担当課	環境政策課
----	-------------------	-----	-------

市域の総エネルギー量削減と効率的活用を目指し、住宅用エネルギーマネジメント機器や省エネ・創エネ設備に対する設置改修費用の一部を助成しています。

助成件数

年度	HEMS	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	太陽熱 温水器	太陽光発電 システム	蓄電池 システム	既設窓の 断熱改修
28	40	20	-	26 (112.46kW)		
29	11	7	-	9 (35.1kW)		
30	20	118	-	11 (57.985kW)	12	46
元(31)	54	109	-	31 (114.48kW)	42	95
2	38	107	-	28 (126.15kW)	34	22

※助成メニュー「蓄電池システム」及び「既設窓の断熱改修」は平成30年度から助成開始

40	建築物の環境配慮	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

市内の建築物の省エネ化を一層推進するために、平成29年4月に武蔵野市建築物環境配慮指針を定めました。同年7月から、武蔵野市まちづくり条例（平成20年9月19日条例第39号）及び武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱（平成21年4月1日要綱第22号）に伴う事前協議において、以下10項目の環境配慮事項に取り組むよう、事業者等に指導を行いました。

環境配慮事項（10項目）

建築物躯体の断熱化	自然採光、自然通風の利用
再生可能エネルギーの利用	エネルギーの効率的利用
空調設備の省エネルギー化	照明設備の省エネルギー化
給湯設備の省エネルギー化	節水型設備の採用
エコマテリアルの利用	ヒートアイランド対策

指導件数

年度	29	30	元(31)	2
まちづくり条例に係る指導	20	30	22	18
建築計画の事前調整に係る指導	301	457	377	462
計	321	487	399	480

(件)

41	グリーンパートナー事業	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

環境に配慮した事業活動を行う事業者をグリーンパートナーとして登録し、事業者名の公表や情報提供等を行いました。（平成15年から開始、令和2年度末登録事業者数204）

42	省エネルギー設備等導入資金の融資あっせん	担当課	環境政策課
----	----------------------	-----	-------

市内中小規模事業者が、太陽光利用設備設置や省エネ診断の結果に基づいた設備改修のために金融機関から借り入れを行った場合に発生する利子相当額と信用保証料の一部を補助する制度です。（令和2年度の実績はなし）

43	エコオフィスむさしの	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

「武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画」に基づき、地球環境への負荷軽減のために様々な省エネルギー対策を市関連施設で実施しています。

「エコオフィスむさしの活動」として職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき活動を定め、

- ①昼休み等勤務時間外の照明を必要最小限に抑え、机上のスタンド等の不要な照明は消灯すること。
- ②最後の退庁者は必ず消灯して退庁すること。
- ③OA機器は不使用时には電源を切ること。

等を周知徹底しています。

また夏季・冬季にそれぞれ省エネ月間を設定し、夏季は空調26℃設定と軽装執務励行、冬季は空調20℃とすることにより省エネを推進しています。

44	公共施設における太陽光発電システムの運用	担当課	環境政策課
----	----------------------	-----	-------

再生可能エネルギーの普及促進や環境教育への活用、公共施設の防災機能の強化を図るため、公共施設に太陽光発電システムを設置しています。(令和2年度の新規設置実績はなし)

設置実績

	設置場所	容量	設置時期	自立運転機能
1	市庁舎車庫棟屋上	1.8kW	平成6年4月	○
2	千川小学校校舎屋上	0.08kW	平成7年3月	
3	テンミリオンハウスそ〜らの家	3.3kW	平成12年3月	
4	関前南小学校校舎屋上	30kW	平成12年12月	○
5	0123はらっぱ	20kW	平成13年3月	
6	市庁舎車庫棟屋上	30kW	平成14年3月	○
7	本宿小学校校舎屋上	30kW	平成14年3月	○
8	桜野小学校体育館屋上	10kW	平成14年3月	
9	市民の森公園	3kW	平成14年12月	
10	井之頭小学校校舎屋上	30kW	平成15年3月	○
11	第四小学校校舎屋上	30kW	平成16年3月	○
12	大野田小学校校舎屋上	20kW	平成17年3月	
13	境南小学校東校舎屋上	30kW	平成18年3月	
14	第三小学校校舎屋上	30kW	平成19年3月	
15	第五小学校校舎屋上	30kW	平成20年3月	
16	市営北町第1住宅壁面	3.8kW	平成20年3月	
17	第一小学校校舎屋上	30kW	平成21年3月	
18	市営桜堤住宅屋上	5.86kW	平成21年12月	
19	第二小学校校舎屋上	30kW	平成22年3月	
20	桜野小学校校舎屋上〔寄贈〕	10kW	平成22年3月	
21	第六中学校校舎屋上	30kW	平成23年3月	
22	第二中学校校舎屋上	30kW	平成24年3月	
23	吉祥寺南町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年3月	
24	第五中学校校舎屋上	30kW	平成24年10月	○
25	八幡町コミュニティセンター屋上	5kW	平成24年12月	
26	吉祥寺南町コミュニティセンター 屋上〔寄贈〕	5.58kW	平成25年3月	
27	第一中学校校舎屋上	30kW	平成26年2月	○
28	第三中学校校舎屋上	30kW	平成27年3月	○
29	第四中学校校舎屋上	30kW	平成28年3月	○
30	中央図書館屋上	10kW	平成29年1月	○
31	クリーンセンター屋上	10kW	平成29年3月	○
32	むさしのエコreポート屋上	10kW	令和2年3月	○
	総容量	603.42kW		

※その他、公園の時計や交差点マーク等に、太陽光パネルのついたものを導入しています。

※子ども協会所有の建物である境こども園や北町保育園にも導入しています。

45	ごみ焼却に伴う焼却廃熱・電気の利用	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------	-----	---------

クリーンセンターで発生した蒸気を、市役所庁舎や総合体育館等で、冷暖房や温水プールの熱源として有効に利用しました。また、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電しました。

○蒸気送気量 (t)

年度	総合体育館等	市庁舎	クリーンセンター 管理棟
28	1,590	536	1,984
29	3,950	1,315	-
30	4,554	1,213	-
元(31)	4,269	1,271	-
2	3,339	1,540	-

※平成28年度旧施設から新施設への移行期間(10月～2月)中は、蒸気の供給ができなかったため、例年より利用量が減少している。

※平成29年度から新施設が本格稼働した。

※新施設移行後から、クリーンセンター管理棟では蒸気を利用していない。

○電気送電量 (kWh)

年度	市庁舎	総合体育館	緑町コミュニティ センター	むさしのエコ reゾート	市内小・中学校 (全18校)自己託送
29	2,514,970	1,908,780	34,460	-	-
30	2,528,570	2,067,760	34,430	-	-
元(31)	2,530,380	1,990,110	32,920	1,380	36,420
2	2,543,160	1,833,300	27,390	137,430	161,191

※平成29年度から新施設が本格稼働し、市役所庁舎、総合体育館、緑町コミュニティセンターに送電を開始している。

※令和元年度からは、新たにむさしのエコreゾートへの送電を開始している。

※令和元年度からは、市内小・中学校(全18校)へ自己託送制度を活用し、送電を開始している。

○電気発電量・売電量 (kWh)

年度	発電量	売電量
29	12,159,370	3,790,176
30	12,895,070	3,885,144
元(31)	13,595,670	4,310,076
2	13,292,300	4,264,464

※クリーンセンターでは、ごみ焼却処理の過程で発生した廃熱を利用して発電する他、ガスコージェネレーションシステムや屋上に設置した太陽光発電、排水を利用した小水力発電で電気を生み出している。

<環境方針3> ごみの発生抑制と資源の循環利用を進めます ～循環型社会の構築～

46	機密文書のリサイクルの推進	担当課	総務課
----	---------------	-----	-----

保存年限を経過した庁内機密文書を一斉廃棄する際に、焼却処分するのではなく、機密を保持した上で再資源化を実施しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
再資源化量 (t)	17.36	13.98	16.06	16.29	18.12

47	電子申請の活用	担当課	情報管理課
----	---------	-----	-------

市民が行う手続きについて電子申請を活用することで、市役所までの移動にかかるエネルギーや紙の使用削減を図りました。

年 度	28	29	30	元(31)	2
手続数	22	25	48	61	53
申請件数	2,994	4,129	6,470	5,139	8,994

令和2年度実績

担当課	手続数	合計申請件数
秘書広報課	1	3
総務課	1	169
産業振興課	1	387
緑のまち推進課	1	361
健康課	20	3,762
子ども家庭支援センター	1	62
児童青少年課	5	1,048
交通企画課	1	1,231
生涯学習スポーツ課	5	627
武蔵野ふるさと歴史館	14	1,087
市民会館	3	257

48	備蓄食料の活用	担当課	防災課
----	---------	-----	-----

賞味期限まで1年以内となった備蓄食料を市で引き揚げ、随時実施される地域行事や防災訓練等で啓発品として配布しました。また、配布しきれない物品は畜産業の団体に引き取りを依頼し、家畜の餌としました。

(箱)

名称	引き揚げ総数	配布数	家畜飼料数	廃棄数
飲料水	655	655	0	0
クラッカー	385	213	172	0
おかゆ	250	250	0	0
アルファ米	480	188	292	0

パン缶	210	210	0	0
魚缶	1080	1012	0	68
アレルギー対応缶	60	60	0	0

49	一般廃棄物処理量の監視	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------	-----	---------

一般廃棄物処理計画に基づき、ごみ減量・再資源化を推進するために、1ヶ月を単位に市内の一般廃棄物の量をクリーンセンター搬入量・資源化量・最終処分場搬入量等により把握し、排出・処理のフロー上で量的監視を行いました。また毎月、ごみ排出内訳・ごみ処理内訳及びフローを作成しました。

ごみ排出量・総資源化率・最終処分率

(t)

発生	年度	29	30	元(31)	2	
	排出量	38,699	39,053	39,748	40,215	① =②+③
	ごみ収集量	28,464	28,930	29,669	29,582	② =可燃、不燃、粗大、危険有害ごみの量
	資源収集量	10,235	10,123	10,078	10,633	③ =資源収集(古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の量
	排出抑制量	3,437	3,351	3,336	3,052	④ =資源収集(③)以外の方法で回収した資源物の量(拠点回収、集団回収等)

中間処理	ごみ処理量	28,102	28,550	29,267	29,066	⑤ =焼却、破碎等ごみとして中間処理した量
	資源化量	14,033	13,853	13,817	14,201	⑥ =資源収集、拠点回収、集団回収、不燃ごみに含まれる資源物等の量
	総資源化率(%)	33.30	32.66	32.07	32.82	⑥/(①+④)

最終処分	最終処分量	2,635	2,771	2,876	2,761	⑦=焼却残灰の量
	最終処分率(%)	6.81	7.10	7.24	6.87	⑦/①

エコセメント化施設受入量	2,671	2,671	2,876	2,761	焼却残灰のエコセメント化量
--------------	-------	-------	-------	-------	---------------

50	ごみの排出状況の監視・指導	担当課	ごみ総合対策課
----	---------------	-----	---------

ごみ問題を解決するためには、ごみの発生の抑制と資源物の再資源化等、事業者や市民等の理解と協力に支えられるところが大きく、自分自身がごみの被害者であるとともに加害者でもあるという一人ひとりの意識改革が重要な課題です。市では、事業者や市民等が排出するごみの状況を監視・指導するため、市内全域を対象にパトロールを実施し、事業系ごみについては有料ごみ処理袋の開封調査・指導をし、家庭ごみにおいては分別指導を周知し、減量及び資源化の推進に努めました。

令和2年度 ごみ排出状況の監視・指導

家庭系ごみ排出箇所数	戸建住宅：約 20,200 箇所 集合住宅：約 5,400 箇所
事業系ごみ排出件数 (※)	約 4,900 事業所
家庭系ごみ監視指導	378 件 (月平均：31.5 件、日平均：1.0 件)
事業系ごみ監視指導	28 件 (月平均：2.3 件、日平均：0.1 件)
不法投棄監視指導	306 件 (月平均：25.5 件、日平均：0.8 件)

※事業系ごみ排出件数とは、1日平均10kg以下の量を排出する市内事業所数です。

51	廃棄物の多量排出事業者への指導	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------------	-----	---------

事業系ごみの減量・再資源化を推進するため、多量の廃棄物を排出する事業者に、4月1日現在の廃棄物再利用計画書を提出してもらい、ごみ減量の取組、資源物分別方法について立入検査を実施しました。

計画書提出事業者

年度	28	29	30	元(31)	2
計画書提出事業者 (月平均10t以上の廃棄物を排出する事業所)	43件	43件	43件	41件	41件
計画書廃棄物排出量計 (t)	11,654	11,343	12,040	11,923	11,632
計画書廃棄物資源化量計 (t)	9,379	9,152	9,552	9,445	9,143
計画書資源化率平均 (%)	80	81	79	79	79

52	資源回収団体や事業者への補助金交付	担当課	ごみ総合対策課
----	-------------------	-----	---------

リサイクルシステムの確立とリサイクル活動の全市的展開を図るため、資源回収を行う住民団体等や事業者に対して、補助金を交付しました。

住民団体等に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	28	29	30	元(31)	2
団体数 (団体) ※1	190	190	188	189	189
補助金額 (円)	31,272,130	29,808,140	29,058,360	27,730,660	25,282,980
資源回収量 (kg)	3,051,013	2,904,814	2,830,236	2,697,266	2,452,698

資源回収事業者に対する資源回収事業補助金の交付実績

年度	28	29	30	元(31)	2
事業者数 (事業者) ※2	17	17	17	16	16
補助金額 (円)	6,068,806	5,774,712	5,662,120	5,345,522	4,865,656
資源回収量 (kg)	3,034,403	2,887,356	2,811,060	2,672,761	2,432,828

※1、※2 補助金は年2回(4月～9月期、10月～3月期)に分けて交付。団体数及び事業者数は10月～3月期の数。

53	剪定枝葉等の堆肥化	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

家庭から排出される剪定枝葉は従来焼却処理されていましたが、平成19年7月より戸別収集し、堆肥化・資源化を行っています。

年度	28	29	30	元(31)	2
回収量 (t)	228.28	217.39	220.46	215.84	195.50
処理費用 (円)	12,345,345	12,051,315	12,134,205	12,229,094	11,778,111

また、原発事故以降の落ち葉等のたい肥化については、国や都が落ち葉等のたい肥の生産を自粛することとしたため活動を中止してきましたが、残置たい肥をバイオマス燃料としてすべてリサイクル処理し、たい肥置き場を空にしたこと、空間放射線量等の測定値が基準値以下を継続していることから、敷地内処理や閉所密閉管理の原則等、一定のルールの下でたい肥化を再開しました。

令和元年度から令和2年度にかけて6施設の生産実績がありました。堆肥を市民配布等する場合は、国の指導に基づき、東京都の出荷承認が必要であり、令和2年度は4か所が承認を得て配布を実施しています。

54	むさしのエコポ（不用品再利用掲示板事業）	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------------	-----	---------

不用になった品物をごみとして捨てるのではなく、「譲ります」「譲ってください」と市民から申し込まれた品物を市内施設や市のホームページに掲載し、市民同士の自主的な交渉で交換し合う「むさしのエコポ」（不用品再利用掲示板事業）を実施しました（平成23年3月より開始）。

むさしのエコポ利用状況 (件)

年度	28	29	30	元(31)	2
申込件数・譲ります	116	124	137	151	111
申込件数・譲ってください	6	13	12	92	5
交渉成立件数・譲ります	82	95	85	10	71
交渉成立件数・譲ってください	1	4	1	1	1

55	小型廃家電製品マテリアル回収	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

平成23年度から不燃・粗大ごみ処理施設にて処理する前に廃家電機器等をピックアップにより回収し、武蔵野クリーンセンター内に開設した『都市鉱山開発事務所』で分解・選別を開始しました。電子レンジ、プリンター、掃除機等の廃家電機器等を分解し、電動機類、基板、コード類、ハードディスクを取り出しています。これらの取り出した部品は、平成25年4月より施行された小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)に基づく認定事業者へ搬出し、適正なりサイクルにより、新たな資源やエネルギーとして生まれ変わります。

平成28年12月より新クリーンセンターへの移行(旧クリーンセンター解体工事開始)のため、令和元年10月まで分解・選別を一時休止し、新クリーンセンター建設事業完了(新管理棟完成)に伴い、令和元年11月より分解・選別を再開しています。

(kg)

品目 年度	モーター①	モーター②	電源基板	コード類	金属複合物	除湿機 冷風機類	ハードデ ィスク	携帯電話	携帯電話 電池	鉛類	スマホ
	28	6,360	19,660	980	590	0	1,420	0	269	381	326
29	-	-	-	-	-	-	-	140	350	170	0
30	-	-	-	-	-	-	-	260	1,110	240	350
元(31)	870	-	170	180	-	-	0	200	960	380	370
2	7,410	-	1,300	930	-	-	90	300	920	400	440

都市鉱山開発事務所分（モーター①、電源基板、コード類、金属複合物、ハードディスク）

不燃・粗大施設手選別分（モーター②、除湿機・冷風機類、携帯電話、携帯電話電池、鉛類、スマホ）

56	資源物の拠点回収	担当課	ごみ総合対策課
----	----------	-----	---------

資源物の分別収集とは別に、紙パック・廃食用油・小型家電について、コミュニティセンター等の協力を得て回収し資源化を行っています。

紙パック

回収量	回収枚数※	回収拠点
19,120kg	573,600枚	市役所・各市政センター・コミュニティセンター等 計21か所

※1kgあたり紙パック30枚で換算

廃食用油

回収量	回収重量※	回収拠点
1,060ℓ	954kg	市役所車庫棟前、吉祥寺南町コミュニティセンター、吉祥寺北コミュニティセンター、西部コミュニティセンター、境南コミュニティセンター 計5か所

※1ℓあたり0.9kgで換算。

小型家電

回収重量	回収拠点
1213.4kg	市役所、むさしのエコレポート、各市政センター、各コミュニティセンター（関前コミュニティセンターを除く）等 計20か所

57	放置自転車の再利用	担当課	交通企画課
----	-----------	-----	-------

引き取り手のない撤去自転車のうち、一定の保管期間を経たものは売却したほか、発展途上国に譲与しました。

放置自転車の海外譲与台数

年度	28	29	30	元(31)	2
海外譲与台数(台)※1	200	200	200	220	0
売却台数(台)※2	960	777	651	468	435

※1 令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により海外譲与は休止しています。

※2 売却した自転車は海外で再利用されています。

58	除籍図書のリサイクル（中央・吉祥寺・プレイス）	担当課	図書館
----	-------------------------	-----	-----

各図書館に、除籍資料等をリサイクルするブックリサイクルコーナーを設け、常時リサイクル資料を無償で提供しました。

リサイクルの対象資料は、①保存年限が過ぎ、廃棄の対象となった雑誌、②時の経過につれて利用価値がなくなり保存価値を失ったもの、③利用の少ない複本図書、④改版が入手されたもの等です。

除籍資料リサイクル提供数の推移

(単位：冊)

年度	中央図書館	吉祥寺図書館	武蔵野プレイス
28	5,946	6,027	10,188
29	6,292	3,100 ※1	9,233

30	6,826	4,040 ※2	9,982
元(31)	6,462	4,045	9,506
2 ※3	8,051	5,411	9,995

※1 吉祥寺図書館は9月1日よりリニューアル工事のため閉館しました。

※2 吉祥寺図書館は4月16日よりリニューアル開館のため、4月は実施しませんでした。

※3 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、7月1日まで提供停止しています。

<環境方針4> 生物多様性に配慮した緑と水の保全・創出とその活用を進めます

～自然が感じられる環境の確保～

59	農地保全制度	担当課	産業振興課
----	--------	-----	-------

農地の保全を図るため、5 a～80 a の農地を10年間継続して保存するという協定を結ぶことを要件に、農業経営に必要な農機具等の購入費用の一部を補助しました。(令和2年度末をもって事業廃止)

登録農地の指定及び補助の実施

年度	協定件数 (件)	指定面積 (㎡)	補助金 (千円)
28	3	9,097	1,126
29	1	2,524	1,658
30	4	13,204	1,490
元(31)	1	1,731	1,077
2	-	-	752

60	環境保全型農業用資器材購入補助制度	担当課	産業振興課
----	-------------------	-----	-------

廃ビニールの排出量を抑制できる自然崩壊性マルチシートや、減農薬野菜等栽培のためのフェロモン剤等、環境保全に配慮した農業用資器材の購入に対し補助を行い、環境と調和した農業の推進を図りました。

令和2年度 補助金の交付実績

品名	数量	申請農家 戸数(のべ数)	補助金 (千円)	備考
有機質肥料	1,633	67	595	
自然崩壊性マルチシート及び紙マルチシート	37	14	114	
フェロモン剤及びトラップ	-	-	-	
防虫ネット・寒冷紗	2	2	20	
光分解テープ及び麻ロープ	28	7	17	
防鳥網	4	2	3	

61	緑化推進における支援と指導	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

○苗木の配布

誕生記念樹：子どもの誕生を祝い記念樹を配付 (年4回、4・7・10・1月に配付)

新築記念樹：新築の機会に合わせて記念樹を配付 (年4回、6・9・12・3月に配付)

一般配布：民間のみどりを育むことを目的に苗木を配布 (例年3月)

年度	誕生記念樹		新築 記念樹	一般配布	配付樹種 (新築記念樹と 一般配布共通)
	配付数(本)	配付樹種	配付数(本)	配布数(本)	
28	521	ジューンベリー、ブルーベリー	74	53	ハナミズキ、シマトネリコ、ヒメシャラ、
29	493	ー、ベンジャミン、	67	43	

30	462	ユスラウメ、オリーブ、パキラ	61	47	モミジ、コブシ
元(31)	487		80	中止※	
2	430		57	47	

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

○保存樹林等の所有者に対する補助金交付

保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定及び維持管理のための補助金を交付しました。

令和2年度 補助金の交付実績

	件数(件)	内 訳	補助金交付額(円)
保存樹林	4	7,018m ²	618,000
保存樹木	172	875本	4,944,000
保存生垣	145	4,291m	1,259,700

○接道部緑化助成

緑被率・緑視率(目に映る緑の量)の増加を目的に、道路に接する部分の緑化に対して助成を行いました。

年度	植 栽					緑化に伴うブロック 塀等取壊し(m ²)
	生垣(m)	高木(本)	中木(本)	低木(本)	地被類(m ²)	
28	54	17	19	70	8	34
29	34	19	40	127	15	0
30	25	0	4	15	2	66
元(31)	0	9	23	48	27	0
2	8	9	9	37	28	0

○建築行為に対する緑化指導

敷地面積200m²以上の建築計画に対し緑化計画の指導を行いました。

年度	緑化計画書提出件数(件)
28	87
29	90
30	73
元(31)	66
2	63

○壁面・屋上緑化の推進

これまで、地上部を重視した緑化を推進してきましたが、駅周辺の商業地域では地上部での緑の確保が難しくなっています。このため、中高層建築物等の建築時におけるまちづくり条例の協議の際には、壁面・屋上緑化について提案や指導を進めています。

まちづくり条例の協議の実績

年度	28	29	30	元(31)	2
件数	33	36	33	26	22

62	緑を支える市民活動への支援	担当課	緑のまち推進課
----	---------------	-----	---------

○緑ボランティア団体に対する助成事業

市立公園等を拠点とした緑の保全、緑化推進、公園維持等を行うボランティア団体に対し、活動経費の一部を助成しています。

年度	助成団体数	助成金額(円)
28	24	3,130,000
29	24	3,123,000
30	24	3,219,000
元(31)	23	2,997,000
2	23	2,722,000

○各団体によるイベント

協定団体が行う地域ふれあい事業を共催し支援しています。

団体名	事業名	実施日	場所	内容
M's Garden みどりの食いしん坊	オープンガーデン	令和2年5月16日 ※中止	緑の創作園	ハーブ等苗の配布、園内案内・説明、園芸相談等
もりもり森クラブ	秋の収穫祭	令和2年10月25日 ※中止	市民の森公園	花ポット苗の植え込み体験等、大根掘り体験等
生きものばんざいクラブ	七夕まつり	令和2年7月4日 ※中止	木の花小路公園	七夕飾りづくり、竹や水を使った遊び、笹竹の配布等
コミュニティファーム	夏まつり 秋の収穫体験会	令和2年6月27日 ※中止 令和2年10月31日※縮小実施	農業ふれあい公園	農作物無料収穫体験等

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため。

○市民ボランティア活動による民有地の緑を保全する仕組みづくり

市民のボランティア活動によって、民有地の緑を保全する仕組みづくりを目指し、平成27年度から3年間のモデル事業として、刈り込みの基本的知識や技術を習得する講座および実習を実施しました。モデル事業終了後、ボランティアの皆様と話し合い、今後の進め方を検討し、令和元年度からは、習得した知識や技術を生かし、市立公園等の樹木の維持管理作業を行いながら、組織力を高めています。

年度	場所	実績(回数、主な内容)
元(31)	市立公園4か所	4回、生垣の刈り込みなど
2	市立公園6か所、公共施設1か所	7回、生垣の刈り込みなど

63	公園緑地等の整備	担当課	緑のまち推進課
----	----------	-----	---------

「武蔵野市緑の基本計画2019」に定める個別施策「公園緑地などの機能と維持管理の充実」に基づき、計画的に公園・緑地を整備・拡充しています。また、公園緑地の有するポテンシャルを発揮するため、公園のリニューアルを実施しています。令和2年度は中央通り公園のリニューアル等を行いました。

年度	箇所数	面積(m ²)
28	187	233,806
29	187	234,819
30	186	234,752
元(31)	184	233,152
2	184	233,712

まちの景観の向上及び沿道の生活環境の保全を図るとともに、道路交通の快適性、安全の確保、自然環境の保全等を目的として、道路緑化を進めてきました。

年度	街路樹 (本)	グリーンベルト (m)
28	2,435	15,184
29	2,498	16,170
30	2,478	15,184
元(31)	2,498	16,172
2	2,501	16,358

64	水辺環境の整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

○仙川

武蔵野市仙川水辺環境整備基本計画（仙川リメイク）に基づき、市内の仙川を4つのゾーン（自然生態系復活ゾーン・親水ゾーン・川の道ゾーン・水辺景観形成ゾーン）に分け、その特徴に合わせた整備をすることとしています。令和元年度に、「仙川水辺環境整備基本計画の評価と今後の方向性について」とりまとめを行いました。今後の方向性として、未整備区間については、様々な課題があることから事業を休止することとし、整備済み区間の生物環境の維持等、良好な水辺環境として保全していきます。

○千川上水

千川上水整備基本計画に基づき、水と緑の環境を活用した散策や休憩の場、親水や身近な自然とのふれあいの場として、多くの市民に親しまれるように、千川上水の整備を実施しました。

年度	区間	延長	内容
28	北裏橋～吉祥寺橋	190m	擬木柵、視点場設置、石碑周辺整備等
29	西北浦橋～北裏橋	230m	擬木柵、視点場設置等
30	更新橋～西北浦橋	220m	擬木柵、視点場設置、植栽整理等
元(31)	擬木無名橋～更新橋	380m	擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等
2	三郡橋～擬木無名橋	210m	擬木柵、遊歩道整備、視点場設置、植栽整理等

○玉川上水

玉川上水と緑道の良好な環境を、憩いの空間及び多様な生物の生息空間として今後も保全・充実していくために、都や周辺自治体と情報交換や連絡調整を密に行っています。また、史跡玉川上水整備活用計画に基づき、保存管理、整備活用、管理・運営等に協力をしています。

65	多摩の森林整備	担当課	緑のまち推進課
----	---------	-----	---------

森林の持つ公益的機能を享受してきた都市が、荒廃の恐れのある多摩地域の森林を保全すること、また森林資源を活用して市民の森林に対する理解を深め、自然環境への関心を高めることを目的として、東京の森林の保全と活用を行っています。

令和2年度 活動実績

森林名	内容
二俣尾・武蔵野市民の森 (協定区域 7.02ha)	森林整備：枝打、歩道刈払、栈橋の架設・架け替え 啓発事業：中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため 協議会の書面開催 (年1回実施)
奥多摩・武蔵野の森 (整備区域 3.35ha)	歩道改修・刈払い、見回り管理、運営協議会の書面開催 (年1回実施)、現地視察 (年1回実施)

66	学校緑化の支援	担当課	教育企画課
----	---------	-----	-------

学校の自主的な緑化の取組を支援することで、学校内の涼環境創出、児童・生徒への環境教育、市民の緑化に対する意識の向上、ヒートアイランド現象の緩和を目指しました。

第一小学校（芝生化面積235㎡）、第三小学校（芝生化面積455㎡）、境南小学校（芝生化面積158㎡）、第三中学校（芝生化面積504㎡）において、昨年度に引き続き、芝生の維持管理を実施しました。また、昨年度に引き続き、第五小学校（10月以降廃止）、大野田小学校、千川小学校において校舎屋上の緑化、桜野小学校において校庭壁面の緑化を実施しました。

<環境方針5> 環境に配慮した都市基盤整備を進めます ～環境と共生したまちづくり～

67	公共施設の建築・工事における環境配慮	担当課	施設課、下水道課、緑のまち推進課、交通企画課、道路管理課、水道部工務課
----	--------------------	-----	-------------------------------------

市の関連施設の建築・工事のうち、一定規模（契約金額 130 万円以上）の建築・工事については、下記の「環境配慮事項」の中から、実施可能なものを導入し、環境への配慮を行いました。

環境配慮事項

①緑化及び生態系の保護	⑥再生資源の利用
②公害の防止	⑦施設等の長期利用
③省資源、省エネルギー	⑧良好な景観の確保
④新エネルギー等の利用	⑨地球環境の保全
⑤雨水の利用	⑩耐震性の確保

該当課	一件130万円以上の工事件数	環境に配慮した件数									
		①緑化及び生態系の保護	②公害の防止	③省資源、省エネルギー	④新エネルギー等の利用	⑤雨水の利用	⑥再生資源の利用	⑦施設等の長期利用	⑧良好な景観の確保	⑨地球環境の保全	⑩耐震性の確保
施設課	47		5	6		1	45			1	
下水道課	14		14				14	14			6
緑のまち推進課	5	1	5				5		1	2	
交通企画課	13		13			8	10			13	
道路管理課	7	1	7	5		1	7				
水道部工務課	15							5			10

※機構改正があり、工事の所管が変更された。

1 件の中で複数の環境配慮項目が該当する工事案件があるため、①～⑩の合計値と工事件数は必ずしも一致しない。

68	違法広告物のパトロール・撤去、落書きの消去	担当課	環境政策課
----	-----------------------	-----	-------

○屋外広告物の指導

無秩序に出された屋外広告は、まちの良好な景観を損なうため、申請受付事務や苦情相談対応を通じて業者への指導を行いました。また市内の屋外広告物の状況をパトロールし、違反となっているはり紙・はり札・立看板等の撤去を行いました。

屋外広告物の許可申請受理

種別	28		29		30		元(31)		2		
	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	件数	基数	
市許可分	広告板・塔	141	522	109	419	129	545	103	455	111	598
	はり紙・はり札	-	/	1	/	-	/	1	/	-	/
	広告幕	-	/	15	/	14	/	2	/	-	/
	アドバルーン・立看板等	18	/	7	/	1	/	-	/	-	/
	計	159	522	132	419	144	545	106	455	111	598
都許可分	広告塔	11	11	12	13	11	11	11	12	7	7
	広告板	95	213	88	157	100	217	84	157	99	2115
	計	106	224	100	170	111	228	95	169	106	222

違反広告物の処理状況

年度	28	29	30	元(31)	2
はり紙・はり札(件)	13,760	8,857	7,061	8,440	4,389
立看板(件)	1	2	0	0	0
計	13,761	8,859	7,061	8,440	4,389

○落書き消去等

まちの環境美化のため、職員が市内をパトロールし、公共物への落書きを消去しました。また、商店街や地域ボランティアと協働した落書き消去活動「落書き消しちやい隊」については、平成28年度以降は、逐一職員が消去を行っており、平成27年度に実施した以降は休止状態にあります。

年 度	28	29	30	元(31)	2
公共物の落書き消去件数(電柱、標識、案内板等)	120	43	165	150	359
落書き消しちやい隊の開催	-	-	-	-	-

69	あき地の適正管理	担当課	環境政策課
----	----------	-----	-------

あき地の適正管理のため、市内調査及びあき地所有者への除草等の依頼を行いました。令和2年度は、7月に市内全域のあき地調査を行いました。

令和2年度あき地等把握件数259件、あき地の適正管理通知件数10件

あき地把握件数

年度	28	29	30	元(31)	2
あき地把握件数	94	81	219	259	261

70	三駅周辺清掃の実施	担当課	ごみ総合対策課
----	-----------	-----	---------

市の玄関口ともいえる吉祥寺駅・三鷹駅北口・武蔵境駅周辺について、日曜日・祝日を除く毎日、清掃活動を実施することで、安全で清潔な美しいまちづくりに取り組みました。

駅周辺清掃

名 称	場 所	内 容
駅周辺清掃	吉祥寺駅周辺 三鷹駅北口周辺 武蔵境駅周辺	日曜日、祝日及び1月2日、3日を除く 毎日1回(各駅前広場は1日2回)

71	市内美化の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	---------	-----	---------

○朝一番隊事業

毎週日曜日の午前8時～9時の1時間、3駅周辺において、一般公募市民で構成する「吉祥寺朝一番隊」「三鷹朝一番隊」「武蔵境朝一番隊」が、清掃活動や啓発の呼びかけを実施しました。

朝一番隊清掃活動実績一覧

名称	内容	構成員	登録者	毎回参加予定者	延べ参加者
吉祥寺朝一番隊	毎週日曜日の午前8時～9時の1時間、3駅周辺で清掃活動や啓発の呼びかけを実施 (但し、ごみゼロデーと市内一斉清掃日を除く) ※	一般公募市民	23名	18名	16名
三鷹朝一番隊			26名	15名	15名
武蔵境朝一番隊			19名	17名	16名
計			68名	50名	47名

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月5日(日)のみ実施しました。

○市内一斉清掃の実施

ごみの散乱防止・地域環境美化の意識の普及・高揚を図るために、春季の「ごみゼロデー」では市内3駅周辺で、秋季の「市内一斉清掃」は市内全域で、市民・事業者・団体等と協力しながら清掃を実施しています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

72	迷惑喫煙、ポイ捨て防止の推進	担当課	ごみ総合対策課
----	----------------	-----	---------

路上禁煙地区内での迷惑喫煙を防止することを目的にマナー推進員2名が1チームとなり、当該地区内を巡回し、路上禁煙地区の周知と、喫煙している人に対しては中止要請を行っています。また路上には、路上喫煙禁止シールやポイ捨て禁止シールを貼付し、さらに三鷹駅北口地区、武蔵境駅地区の各商店街の街路灯にマナー啓発フラッグを掲示することによって、マナー啓発を行っています。

令和2年4月の改正健康増進法と都の受動喫煙防止条例の全面施行に伴い、受動喫煙を防止するとともに街の環境美化を図るため、三鷹駅北口に閉鎖型の喫煙所(喫煙トレーラーハウス)を設置しました。令和2年7月から利用開始しています。

73	まちづくり条例に基づく開発指導	担当課	まちづくり推進課
----	-----------------	-----	----------

事業主が開発行為または中高層建築物の建築を行う際、「武蔵野市まちづくり条例」に基づき、①中高層建築物(高さ10mを超える等)、②特定集合住宅(15戸以上)、③集客施設(500㎡以上)、④開発行為等の開発事業に対して、事業区域内の緑化の推進や保全、公園・公共用地の確保、駐輪施設、清掃施設の設置等、居住環境に配慮した事業計画となるよう指導及び誘導を行いました。

各種届出(「武蔵野市まちづくり条例」に基づく)

年度	28	29	30	元(31)	2
大規模土地取引の手続き(件)	0	1	0	1	1
大規模開発事業(件)	5	12	5	0	3
一般開発事業(件)	28	24	25	21	19

74	吉祥寺駅周辺の荷さばき対策	担当課	吉祥寺まちづくり事務所
----	---------------	-----	-------------

吉祥寺のまちづくりの一環として、地元商業者、運送・駐車場事業者、行政などの関係者が吉祥寺方式物流対策協議会を構成し、荷さばきルールの啓発、共同集配送事業、荷さばきカード事業などの荷さばき対策に各関係者が連携して取り組み、事業の推進を図っています。

荷さばきルール徹底週間の実施（平成22年から開始）

	期 間	内 容
第22回	令和2年11月16日～20日	商店会における荷さばき車両への呼びかけPR

75	自転車駐車場の整備及び利用体系の見直し	担当課	交通企画課
----	---------------------	-----	-------

自転車は環境にやさしい乗り物であり、その駐車スペースを確保し、また、必要な方が必要な時に利用できるよう、自転車駐車場を利用しやすい環境を作るとともに、自転車の放置防止を進めるため、令和3年4月から自転車駐車場の利用方法などを一体的に変更しています。

市内3駅周辺自転車駐車場 収容台数（台）（令和2年度末現在）

	吉祥寺駅	三鷹駅北口	武蔵境駅	合 計
定期利用	8,205	3,780	4,814	16,799
一時利用	4,320	2,938	3,859	11,117
合 計	12,525	6,718	8,673	27,916

76	放置自転車の撤去	担当課	交通企画課
----	----------	-----	-------

環境保全と、快適な歩行空間確保のため、放置自転車の撤去を行いました。（原付の撤去台数は除く）

年度	28	29	30	元(31)	2
撤去日数（日）	692	726	810	808	709
撤去台数（台）	3,872	3,370	3,386	2,885	1,860

77	ムーバスの運行	担当課	交通企画課
----	---------	-----	-------

自家用車から、ムーバス等公共交通機関への乗り換えを促すことにより、交通渋滞を緩和し、排気ガスの削減を目指しました。

ムーバス乗客数

（単位：人）

年度	1号路線	2号路線	3号路線		4号路線	5号路線		6号路線	7号路線
	(吉祥寺東循環)	(吉祥寺北西循環)	(境南東循環)	(境南西循環)	(三鷹駅北西循環)	(境西循環)	(境・東小金井線)	(三鷹・吉祥寺循環)	(境・三鷹循環)
28	385,445	628,202	197,187	244,213	276,206	268,274	201,343	312,137	142,485
29	393,082	632,597	200,357	237,868	273,919	278,774	213,708	305,429	143,093
30	396,110	628,663	208,647	250,771	289,585	299,126	229,088	318,602	156,147
元(31)	381,187	602,739	225,849	218,755	273,946	288,568	213,718	307,547	158,079
2	233,407	423,319	130,347	164,208	178,539	169,666	136,573	194,874	103,909

78	パーク・アンド・バスライドシステム	担当課	交通企画課
----	-------------------	-----	-------

自家用車等での吉祥寺駅周辺部への乗り入れを抑制することにより、総乗り入れ台数の軽減と、駐車場探しで回遊する車の交通渋滞と排気ガス放出を緩和します。

ムーパーク利用台数（ムーバス6号路線三鷹・吉祥寺循環 6番武蔵野税務署南バス停隣接 収容台数38台）

年度	28	29	30	元(31)	2
利用台数(台)	16,486	17,407	16,857	17,094	17,326
1日当たり利用台数(台)	45.2	47.7	46.2	46.7	47.5

79	駐車場案内・誘導システム	担当課	交通企画課
----	--------------	-----	-------

吉祥寺駅周辺の駐車場の満空情報を、インターネット等を通してリアルタイムで提供し、空き駐車場に適切に誘導することにより、駐車場探しや順番待ちを緩和して交通を円滑化し、排気ガスの排出抑制を図りました。

情報提供駐車場 (車両) 5場 679台 (バイク) 2場 23台

80	空き家の適正管理	担当課	住宅対策課
----	----------	-----	-------

空き家の適正管理のため、市内実態調査及び樹木繁茂による道路への越境解消等の依頼を行いました。

平成29年度に市内全域の空き家実態調査を行いました。

平成29年度空き家把握件数376件（戸建住宅295件、集合住宅（全室空室）81件）

平成30年度相談件数85件、空き家の適正管理通知件数52件

令和元年度相談件数55件、空き家の適正管理通知件数32件

令和2年度相談件数45件、空き家の適正管理通知件数32件

81	既存住宅の耐震性能向上施策	担当課	住宅対策課
----	---------------	-----	-------

既存住宅の耐震性向上は、耐用年数を延伸させ、エネルギー・資源の有効活用、廃棄物削減や自然環境の保全等につながります。耐震診断及び耐震改修を対象とした助成制度や耐震アドバイザー派遣により、耐震診断・改修を促進し、既存住宅の耐震性能の向上を図りました。

耐震助成件数

年度	診断助成件数	改修助成件数
28	69件（木造67/非木造1/マンション1）	31件（木造30/非木造1/マンション0）
29	12件（木造10/非木造0/マンション2）	48件（木造44/非木造4/マンション0）
30	8件（木造6/非木造1/マンション1）	43件（木造39/非木造4/マンション0）
元(31)	4件（木造2/非木造1/マンション1）	9件（木造8/非木造0/マンション1）
2	7件（木造2/非木造3/マンション2）	5件（木造5/非木造0/マンション0）

耐震アドバイザー派遣事業

派遣件数	受付期間
16件（相談：木造14/マンション1、簡易診断：マンション1）	平成28年4月1日～平成29年3月31日

66件(相談：非木造13/マンション2、簡易診断：木造29/非木造4/マンション1、安心パック：木造17)	平成29年4月1日～平成30年3月31日
75件(相談：非木造11/マンション1、簡易診断：木造40/非木造4/マンション0、安心パック：木造19)	平成30年4月1日～平成31年3月31日
48件(相談：非木造7/マンション2、簡易診断：木造27/非木造3/マンション0、安心パック：木造9)	平成31年4月1日～令和2年3月31日
37件(相談：非木造1/マンション0、簡易診断：木造28/非木造1/マンション2、安心パック：木造5)	令和2年4月1日～令和3年3月31日

※安心パックとは、耐震診断、補強計画、工事費概算費用算出をまとめて行う事業のこと。

82	電線類の地中化の推進	担当課	交通企画課
----	------------	-----	-------

電線類の地中化により、歩行空間を確保し、バリアフリー化・防災対策等に対応した良好な道路景観の創出を目指しました。令和2年度は、市道第177号線の電線共同溝整備、16号線、17号線第、85号線、151号線の電線類の地中化に関する調査・設計等を行いました。

83	生活道路の整備	担当課	交通企画課
----	---------	-----	-------

生活道路等の整備により、歩行環境の向上を図りました。
令和2年度は、2路線（施行延長397m）について工事を実施しました。

84	舗装の補修	担当課	道路管理課
----	-------	-----	-------

劣化の進んだ舗装を調査し、順次補修しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
件数(件)	56	48	34	25	36
面積(m ²)	4,940	4,387	5,186	4,274	4,816

85	狭あい道路の拡幅整備	担当課	道路管理課
----	------------	-----	-------

建築確認行政と連携し、建築行為を行う際に建築主の協力を得て、4m未満の「狭あい道路」を拡幅整備し、日照・通風・採光・居住空間等の生活環境の向上と、災害・緊急時の地域の防災機能の向上を図りました。

狭あい道路拡幅整備 協議及び拡幅整備

年度	協議件数	整備件数	整備延長(m)
28	181	165	1,981
29	194	141	1,864
30	201	148	2,092
元(31)	174	172	2,330
2	165	128	1,789

86	歩道の整備	担当課	交通企画課
----	-------	-----	-------

歩道を改修して、透水性舗装を施工しました。
令和2年度は、6路線（歩道面積3,423㎡）について工事を実施しました。

87	公共用地取得後の適正管理	担当課	用地課
----	--------------	-----	-----

武蔵野市土地開発公社が取得した公共用地の適正管理のため、ごみの収集及び除草の依頼を行いました。

年度	28	29	30	元(31)	2
ごみ収集処理(回)	24	24	24	24	24
除草依頼(※)(件)	7	8	3	4	8

※枝等の剪定も含む。

<環境方針6> 安全・安心で快適に暮らせるまちをめざします

～公害対策と生活環境保全～

88	大気環境の測定	担当課	環境政策課
----	---------	-----	-------

A. 大気汚染の概要

本市は、東京都23区に隣接して位置し、市内には大規模な工場はほとんど存在せず、また道路も国道等の主要幹線道路は通っていません。しかし、東京湾岸の工業地帯や都心への交通の集中等による影響を受け、昭和30年代の後半から大気環境は悪化しました。また、昭和40年代半ばからは、光化学スモッグが発生し、被害が多発しました。

昭和40年代後半、ようやく公害対策基本法を中心とした法体系が整備され、大規模な工場に起因する二酸化硫黄等の汚染は改善され、産業公害は沈静化しました。しかし、光化学スモッグの原因物質である光化学オキシダントに関しては、環境基準の未達成の状況が続いています。主要要因は、自動車排気ガスや事業所等から発生する炭化水素系の化合物（揮発性有機化合物・VOC）です。

環境問題は複雑化かつ広域化しており、二酸化炭素等の温室効果ガスによる温暖化や酸性雨、フロンガスによるオゾン層の破壊等、地球規模での大気汚染が進行しています。

その他、大気汚染問題の動向として、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが、平成13年にはジクロロメタンが、有害大気汚染物質に指定され、これらを使用する施設に対して排出抑制基準が定められました。また、平成11年には、ダイオキシン類対策特別措置法が公布され、廃棄物焼却炉等の発生源に対する規制が定められ、環境基準の設定、総量規制等、対策の充実強化が図られました。

また、石綿（アスベスト）による健康被害がクローズアップされ、平成18年3月からは、大気汚染防止法に係る、特定粉じん排出等作業実施の届出等が改正され、平成26年には解体工事等に際し事前調査等が義務づけられる等、飛散防止対策が強化されています。

さらに、粒径 $2.5\mu\text{m}$ 以下の微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、平成21年に環境基準値が定められ、都環境局による常時監視体制の整備が図られています。

B. 大気の汚染物質

大気中に排出される主な汚染物質は、以下のとおりです。

汚染物質名	説明
硫黄酸化物 (SO _x)	重油等の燃料中に含まれる硫黄分が燃えて発生します。代表的なものは二酸化硫黄 (SO ₂) で、無色、刺激性が強く、慢性気管支炎等、呼吸器系疾患を引き起こします。
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭のガスで、主に自動車から排出されます。吸い込むと血液中で酸素を運ぶヘモグロビンと結びつくため酸素欠乏を起し、頭痛、吐き気、めまい、全身倦怠等の症状があらわれます。
炭化水素 (HC)	自動車や燃料、有機溶剤を取り扱う事業所等から排出されます。炭化水素にはいろいろな種類がありますが、窒素酸化物 (NO _x) とともに、光化学スモッグの原因物質とされています。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に長期間浮いている微粒子で、気道や肺に入り込む大きさ 10 マイクロメートル（1 マイクロメートル=1/1000mm）以下のものです。視程を阻害する原因となるほか、他の汚染物質と結びついて呼吸器系の疾患を引き起こします。
窒素酸化物 (NO _x)	自動車や工場、事業所、家庭での燃料の燃焼により、燃料中の窒素分や、空気中の窒素が酸化されて発生します。発生時のほとんどは無色無臭の一酸化窒素 (NO) ですが、これが空気中で酸化されてできる二酸化窒素 (NO ₂) は、赤褐色で刺激臭をもち、慢性気管支炎や肺気腫を引き起こします。
光化学オキシダント (O _x)	大気中の炭化水素と窒素酸化物が、太陽光線を受けて反応してできる汚染物質の総称で、目やのどを刺激し、植物にも被害を及ぼす光化学スモッグを引き起こします。

C. 大気環境の評価

a. 大気汚染に係る環境基準

大気については、次の汚染物質について環境基準が定められています。本市ではそのうち、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントについて常時測定を行っています。

物質名	環境上の条件	評価の仕方
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	短期的評価 長期的評価
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	短期的評価 長期的評価
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。	長期的評価
光化学オキシダント (Ox)	1時間値が0.06ppm以下であること。	短期的評価
ダイオキシン類	1年平均値が0.6ピコグラム (pg-TEQ/ m ³) 以下であること。	長期的評価
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	長期的評価
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/ m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/ m ³ 以下であること。	長期的評価

※ppm…百万分の一（気体の場合、1m³中に1cm³含まれる濃度）を指す。

b. 環境基準とは

環境基本法に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい環境上の条件として、現在、大気汚染のほか、水質汚濁、騒音、土壌汚染についてそれぞれ定められています。

環境基準は、受忍の限度あるいは許容限度ではなく、環境改善あるいは環境維持のための行政上の目標としての基準とされています。

一方、工場や事業所を設置している者等が、公害防止上守らなければならないものとして、規制基準や排出基準等があります。

c. 環境基準の評価

大気環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。一般に、健康に慢性影響を及ぼす物質については長期的評価、急性影響を及ぼす物質については短期的評価が主に用いられます。

長期的評価	年間の測定値のうち、一定の値について、環境基準と比較して評価を行います。
短期的評価	測定を行った日についての1日平均値、各1時間値等を環境基準と比較して評価を行います。

(長期的評価)

物質名	評価方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあるもの（365日分の測定値がある場合には、7日分の測定値）を除外した後の最高値である「2%除外値」を、環境基準と比較して評価します。 ただし、環境基準を超える日が2日以上連続する場合には不適合と評価します。
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	
二酸化窒素 (NO ₂)	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する「98%値」を、環境基準と比較して評価します。

市役所西棟2階に大気汚染自動測定機を設置し、環境基準に定められた5物質のほか、気象条件等を常時測定しました。

月	二酸化硫黄 (ppm)			一酸化炭素 (ppm)			浮遊粒子状物質 (mg/m ³)			二酸化窒素 (ppm)			オキシダント (ppm)		
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均

R2.4	0.001	0.000	0.001	0.3	0.1	0.2	0.019	0.004	0.010	0.019	0.004	0.010	0.087	0.009	0.044
5	0.001	0.000	0.000	0.2	0.1	0.1	0.034	0.004	0.015	0.009	0.005	0.007	0.080	0.006	0.038
6	0.002	0.000	0.001	0.2	0.0	0.1	0.044	0.012	0.024	0.022	0.004	0.010	0.102	0.000	0.036
7	0.001	0.000	0.000	0.3	0.0	0.1	0.030	0.011	0.019	0.017	0.003	0.009	0.081	0.000	0.016
8	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.041	0.011	0.025	0.011	0.003	0.007	0.117	0.000	0.028
9	0.001	0.000	0.000	0.2	0.0	0.1	0.024	0.005	0.015	0.013	0.004	0.007	0.052	0.000	0.013
10	0.001	0.000	0.001	0.3	0.1	0.2	0.022	0.004	0.009	0.021	0.004	0.012	0.065	0.000	0.022
11	0.001	0.000	0.001	0.4	0.1	0.2	0.029	0.003	0.012	0.028	0.004	0.017	0.045	0.000	0.017
12	0.001	0.000	0.001	0.5	0.1	0.3	0.021	0.004	0.010	0.049	0.007	0.023	0.040	0.000	0.017
R3.1	0.001	0.000	0.000	0.4	0.1	0.2	0.027	0.004	0.010	0.044	0.007	0.020	0.051	0.000	0.022
2	0.001	0.000	0.000	0.3	0.1	0.2	0.023	0.003	0.010	0.031	0.005	0.014	0.067	0.002	0.031
3	0.001	0.000	0.000	0.3	0.0	0.1	0.038	0.004	0.012	0.023	0.005	0.012	0.070	0.001	0.038
長期的評価値	0.001 (2%除外値)			0.3 (2%除外値)			0.037 (2%除外値)			0.031 (98%値)					

※平均値…日平均の月平均値

D. これまでの大気環境

a. 長期的評価による環境基準適合状況

年度	二酸化硫黄SO ₂		浮遊粒子状物質		二酸化窒素	
	評価値(ppm)	評価	評価値(mg/m ³)	評価	評価値(ppm)	評価
28	0.002	◎	0.035	◎	0.033	◎
29	0.002	◎	0.030	◎	0.037	◎
30	0.002	◎	0.035	◎	0.029	◎
元(31)	0.003	◎	0.034	◎	0.027	◎
2	0.001	◎	0.037	◎	0.031	◎

※◎は適合、×は不適合

※SO₂、SPM、NO₂は、一般的に長期的評価により評価されます。

b. 短期的評価による環境基準適合状況

物質名	一酸化炭素					光化学オキシダント						
	1時間値の1日平均値が10ppmを超えた日数	割合(%)	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数	割合(%)	評価	1時間値が0.06ppmを超えた時間数	割合(%)	1時間値が0.12ppmを超えた日数	割合(%)	評価	最大値(ppm)	光化学スモッグ注意報発令回数
28	0	0	0	0	◎	283	3.3	1	0.2	×	0.103	3
29	0	0	0	0	◎	332	3.8	1	0.3	×	0.167	2
30	0	0	0	0	◎	373	4.3	1	0.3	×	0.121	5
元(31)	0	0	0	0	◎	266	3.0	2	0.5	×	0.122	5
2	0	0	0	0	◎	211	3.9	0	0	×	0.117	2

※◎は適合、×は不適合

※一酸化炭素と光化学オキシダントは、一般的に短期的評価により評価されます。

E. 光化学スモッグ

大気汚染に伴う現象のひとつに光化学スモッグがあります。光化学スモッグは、自動車や工場等から大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素等の汚染物質が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし、その結果、光化学オキシダント

ト等が高い濃度で発生する現象です。目がチカチカする、喉が痛む等の症状を起こすほか、植物の葉が枯れる等の被害をもたらします。

光化学スモッグは、天気、気温、風速等の気象条件によって左右されることが多く、特によく晴れた風の弱い日や、もやのかかったような視界の悪い日に発生しやすくなっています。

光化学スモッグに対処するため、東京都より下表に示す基準が設けられ、緊急時における住民への注意喚起と、工場・事業場との協力体制がとられています。

光化学スモッグの緊急時発令基準及び措置

段 階	発令の基準	措 置		
		緊急時協力工場	自動車等	一 般
予報	高濃度汚染が予想される時(気象条件から)	燃料使用量の削減協力要請	不要不急の自動車等を使用しないよう協力要請	①ばい煙排出者に対し自主規制を協力要請
注意報	オキシダント濃度0.12ppm以上で継続	通常の燃料使用量より20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	①の他、 ②屋外になるべく出ない ③屋外運動はさし控える ④被害にあった時は保健所に届け出る旨協力要請
警報	オキシダント濃度0.24ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減勧告		
重大緊急報	オキシダント濃度0.40ppm以上で継続	通常の燃料使用量より40%以上削減命令	都公安委員会に対し、措置をとるべく要請	
学校情報	オキシダント濃度が0.10ppm以上			上記②～④について周知

多摩北部地区における光化学スモッグ注意報年・月別発令回数

多摩北部地区＝武蔵野・小平・東村山・東大和・清瀬・東久留米・武蔵村山・西東京

年度 月	28	29	30	元 (31)	2
4月	0	0	0	0	0
5月	0	0	0	2	0
6月	0	0	0	0	0
7月	2	2	2	0	0
8月	0	0	3	2	2
9月	0	0	0	1	0
10月	1	0	0	0	0
合計	3	2	5	5	2

F. 微小粒子状物質 (PM2.5) 調査

a. 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の粒子です。ばい煙等の人為起源と黄砂や植物等の自然起源があります。肺の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器疾患等の影響が懸念されています。

b. 基準値及び指針値

環境基準	1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 1年平均値を環境基準と比較、及び1日平均値については、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(98%値)を環境基準と比較し両方を満足した場合に達成と評価。
注意喚起のための暫定指針値	健康に影響が出る可能性が高くなる濃度基準であり、1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$

c. 東京都の調査結果

東京都は、平成23年度より微小粒子状物質の測定を行っています。測定を開始してから注意喚起のための暫定指針値である1日平均 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日はありません。

測定結果

単位：μg/m³

年 度	28	29	30	元 (31)	2
年平均値	12.8	11.6	12.1	9.5	R3.7 現在未発表
98%値	30.6	28.3	28.0	21.6	R3.7 現在未発表
環境基準 達成状況	◎	◎	◎	◎	R3.7 現在未発表

※ 98%値は、東京都環境局発行「大気汚染常時測定結果のまとめ」武蔵野市関前局の値

G. アスベスト調査

大気中のアスベスト濃度を毎年調査しています。昨今、取扱者や作業員、工場周辺住民への被害が顕在化し、関連法と解体時等の規制が強化されています（大気汚染防止法基準：敷地境界 10 本/L）。

大気中のアスベスト調査結果

単位：本/L

採取月日	R2. 5. 25	R2. 8. 18	R2. 11. 17	R3. 2. 22
石綿	0.05 未満	0.05 未満	0.1 未満	0.05 未満

採取場所 市役所 百葉箱前

吸引時間4時間 吸引ガス量2,400L

89	工場・指定作業所・特定建設作業に関する届出受理・指導	担当課	環境政策課
----	----------------------------	-----	-------

工場、指定作業場の設置等の届出を受理し、同時に公害防止の取組に関して指導を行いました。

令和2年度 工場認可件数

設置申請	設置認可	設置未認可	設置取下げ	設置不認可	廃止申請
1	1	0	0	0	1
変更申請	変更認可	変更不認可	変更取下げ	現況届	職権廃止
0	0	0	0	0	0

※認可工場数=114

令和2年度 指定作業場関係届出書受理件数

種 別	設 置	変 更	承 継	廃 止	計
自動車駐車場	1	1	0	3	5
ボイラーを有する事業場他	0	0	0	1	1
地下水揚水施設	1	0	0	0	1
洗濯施設を有する事業場	0	0	1	4	5
計	2	1	1	8	12

※指定作業場数=523

令和2年度 騒音規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	2
	変 更 届	0
	廃 止 届	0
特 定 建 設 作 業 実 施 届		58

※騒音規制法に基づく特定工場等の数=108

令和2年度 振動規制法に基づく届出書受理件数

特 定 施 設	設 置 届	0
	変 更 届	0
	廃 止 届	0
特 定 建 設 作 業 実 施 届		34

※振動規制法に基づく特定工場等の数=26

90	道路交通騒音・振動調査	担当課	環境政策課
----	-------------	-----	-------

A. 騒音・振動の概要

a. 騒音・振動とは

騒音とは、「好ましくない音」「不必要な音」の総称です。同じ音でも好ましくないという人もいれば、快く感じる人もいます。また同一の人でも、その時の心理状態や環境により感じ方も変わってきます。

騒音は、会話や睡眠を妨害する等の影響を与えるほか、不快感が増したり気分を不安定にする等、精神面での影響が大きいと考えられます。

一方、振動は、建設工事・大型車の通行・大型機械の稼働等による地盤の振動が建物に伝わることによって影響が発生します。騒音と同じように、建物の中にいる人に対する精神面への影響が主体となっています。

b. 騒音の大きさ

音の強弱は物理的な量として測定されますが、同じ強さの音でも音の高低によって、人の耳は感じ方が違います。このため騒音を測定する際の単位は、人の耳の感じ方に合わせて補正をした「騒音レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

c. 振動の大きさ

振動の大きさは、その振れ幅などで測定されますが、騒音の場合と同じように人体の感じ方に合うように補正された「振動レベル」が使われ、「デシベル」で示されます。

騒音のめやす

デシベル	目 安
120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声 犬の鳴き声
80	地下鉄の車内 ピアノの音
70	掃除機 騒々しい街頭
60	普通の会話 チャイム
50	静かな事務所 エアコン室外機
40	深夜の街 小鳥のさえずり 静かな住宅街
30	郊外の深夜 ささやき声
20	木の葉のふれあう音 蛍光灯

振動のめやす

デシベル	目 安
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。
55 以下	無感

出典 「騒音 - 振動基準集」(東京都環境局)

d. 環境基準等

環境基本法に基づき、騒音については環境基準が定められています。さらに都環境確保条例第 136 条では「日常生活等に適用する規制基準」を、騒音・振動それぞれに対して設けています。

日常生活等における騒音の規制基準 (敷地の境界における騒音の大きさ (デシベル))

区 域	時間別	朝	昼	夕	夜
		午前 6 時 ～午前 8 時	午前 8 時 ～午後 7 時	午後 7 時 ～午後 11 時	午後 11 時 ～翌午前 6 時
第 1 種低層住居専用地域		40	45	40	40
第 2 種低層住居専用地域、田園住居		45	50	45	45
第 1 種中高層住居専用地域		45	50	45	45

第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居				
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	55	午前8時～午後8時 60	午後8時～午後11時 55	50

※ 学校・病院等の近接地は特例あり

日常生活等における振動の規制基準 (敷地の境界における振動の大きさ (デシベル))

区 域	時 間 別	
	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～翌日午前8時
第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域、田園住居 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居	60	55
近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	午前8時～午後8時 65	午後8時～翌日午前8時 60

※学校・病院等の近接地は特例あり

自動車騒音要請限度

単位：デシベル

区域 の 区分	当てはめ地域	車 線 等	時 間 の 区 分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～翌午前6時)
A区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
B区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	1車線	65	55
		2車線以上	75	70
		近接区域	75	70
C区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1車線 2車線以上 近接区域	75	70
記事	<ul style="list-style-type: none"> ・車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15メートル、2車線を超える車線を有する道路は20メートルの範囲とする。 			

(騒音規制法第17条第1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める環境省令)

(騒音規制法の規定に基づく自動車騒音の限度を定める区域等)

道路交通振動要請限度

単位：デシベル

区 域 の 区 分	時 間 の 区 分		
	あ て は め 地 域	8時 19時 昼 間	8時 夜 間
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	65	60

	用途地域の定めのない地域		20時	
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	65
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。				

(振動規制法第16条及び同施行規則第12条)

(振動規制法施行規則の規定に基づく道路交通振動の限度の区域区分等)

e. 騒音・振動の現状と対策

「現象別公害等苦情受付状況」[100 公害等苦情処理]を見ると、特に「騒音」に関する問題が突出しています。これは騒音や振動が、各種公害の中でも日常生活との関わりが深く、住宅の密集度・道路の交通量・建物の解体や建設工事等が起因しているものと考えられます。

(工場・事業場)

騒音規制法・振動規制法・都環境確保条例に基づき、それぞれの規制基準を守るよう、公害防止対策の実施や施設の改善等の指導を行っています。

(建設作業)

建設作業のうち解体・杭打ち・掘削等、建設重機を使用して著しい騒音・振動を発生する特定の建設作業に対し、騒音規制法・振動規制法に基づく事前の届出を義務付けるとともに、作業時間の規制、作業の方法・近隣説明の徹底等の指導を行っています。

(道路交通)

騒音規制法・振動規制法では、「自動車騒音要請限度」「道路交通振動要請限度」が定められ、これを超えて周辺住民に著しい被害が生じている場合には、公安委員会に対しては交通規制上の措置を、道路管理者に対しては道路補修等の措置を講じるよう、要請できることとなっています。

また、交通量の多い道路に面する地域の、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルを調査することで、環境基準の面的評価を行っています。

(近隣騒音)

住宅の密集や生活様式の変化により、一般家庭での音響機器や楽器、あるいは空調機器等から発生する、日常生活に伴う騒音や、飲食店等の深夜営業に伴う騒音が市内でも問題となることがあります。

都環境確保条例により、商業宣伝を目的とする拡声器の使用、飲食店等の深夜営業及びカラオケ装置等の使用については規制を行っていますが、一般家庭から発生する日常生活に伴う騒音については、一律的な規制はなじみにくい側面があります。静穏な環境を維持するために、お互いの隣人に対する配慮はもちろんのこと、状況に応じて外に音が漏れないような対策を施すなど、必要以上の音を出さないことが大切です。

B. 道路交通騒音振動調査

a. 自動車交通騒音振動測定結果 (要請限度)

<測定方法>

- ・騒音……各調査地点の道路端（公私境界）、地上1.5mの高さで10分ごとに測定
- ・振動……各調査地点の道路端（公私境界）で1時間ごとに測定

<調査結果>

全調査地点で、騒音・振動ともに、昼・夜間すべて騒音規制法・振動規制法に係る要請限度を下回る測定結果となりました。

単位：デシベル

調査地点 (地域区分)	測定年月日	区分	騒音レベル (デシベル)		振動レベル (デシベル)	
			等価騒音 レベル	要請限度	80%レンジ 上端値	要請限度

1：市立第三中学校前 女子大通り 吉祥寺東町 1-23 (第2種中高層住専)	令和2年 11月18日	昼	66	75	38	65
		夜	60	70	29	60
2：井之頭自然文化園前 吉祥寺通り 御殿山 1-19 (第1種低層住専)	令和2年 11月18日	昼	63	75	52	65
		夜	60	70	46	60
3：南町苗木畑公園前 井の頭通り 吉祥寺南町 4-16 (近隣商業)	令和2年 11月18日	昼	64	75	42	70
		夜	60	70	40	65
4：中央通り公園前 三鷹通り 中町 3-4 (近隣商業)	令和2年 11月16日	昼	66	75	51	70
		夜	60	70	42	65
5：第一小学校前 五日市街道 吉祥寺本町 4-17 (近隣商業)	令和2年 11月18日	昼	66	75	43	70
		夜	64	70	39	65
6：障害者福祉センター前 都道7号線 八幡町 4-28-13 (第1種住居)	令和2年 11月16日	昼	66	75	43	65
		夜	62	70	36	60
7：境浄水場前 武蔵境通り 関前 1-9 (近隣商業)	令和2年 11月16日	昼	63	75	46	70
		夜	58	70	36	65
8：井口新田バス停前 天文台通り 境南町 5-11 (第1種住居)	令和2年 11月16日	昼	63	75	46	65
		夜	57	70	39	60
9：グリーンパーク遊歩道 新武蔵境通り 関前 1-5 (第1種低層住専)	令和2年 11月16日	昼	59	75	47	65
		夜	53	70	43	60

b. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の常時監視は、都道府県が自動車騒音対策を計画的に行うために、地域の騒音を経年的に監視することが必要であるとして、平成12年度から実施されてきました。平成24年4月より都から市へ権限が委譲されたため、市が測定を行っています。測定結果をもとに評価対象道路の道路端各50mの範囲について、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルの環境基準達成率の評価を行いました。

<調査結果>

評価区間における近接空間・非近接空間別の環境基準達成率

	昼夜とも基準値以下		昼のみ基準値以下		夜のみ基準値以下		昼夜とも基準値超過	
	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)	戸数(戸)	割合(%)
全戸数 (3,438戸)	3,391	98.5	5	0.2	41	1.2	1	0.1
近接空間 (1,559戸)	1,515	97.2	2	0.1	41	2.6	1	0.1

非近接空間 (1,879戸)	1,876	99.8	3	0.2	0	0.0	0	0.0
-------------------	-------	------	---	-----	---	-----	---	-----

※令和2年度評価区間

武蔵野調布線（主要地方道121号線 中町3目付近 計1.1km）

境調布線（主要地方道123号線 境2丁目付近 計0.9km）

境調布線（主要地方道123号線 境南町5丁目付近 計1.0km）

91	地下水汚染調査・対策	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

A. 地下水汚染

本市では、水道水源の約8割を市内27本の深井戸から汲み上げた地下水でまかっています。また、市内に約170か所の民間井戸があり、飲料水や生活用水、業務用水（公衆浴場・研究所・病院など）として広く利用されています。さらに、市内の井戸のうち約60か所は災害対策用井戸に指定されています。阪神大震災以来、特に緊急時の水源として井戸の価値が見直されています。このように、本市では地下水は貴重な水資源となっており、その水質の確保は切実な問題です。

昭和57年に東京都の水道水源井戸の一部から、世界保健機関（WHO）の飲料水のガイドラインを超えるトリクロロエチレンが検出されたのをはじめ、各地で有機塩素系溶剤による地下水の汚染が明らかになってきました。トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤は、優れた脱脂作用があるため、半導体や金属部品の洗浄・ドライクリーニングの溶剤等に広く用いられていますが、発ガン性の疑いがあることから、昭和59年に水道水および使用事業所に対する暫定指導基準が設けられ、地下水汚染対策がスタートしました。そして平成元年10月に水質汚濁防止法が改正され、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの2物質が新たに「有害物質」に追加され、排水基準が定められると同時に地下浸透に対する規制（地下浸透の禁止）が法的に行われるようになりました。

その後の全国的な定期モニタリング調査で地下水汚染は増加傾向にあり、一度汚染された地下水の回復は困難であることから、平成8年6月に「汚染された地下水の浄化制度」が水質汚濁防止法に取り込まれました。これにより、“人に健康被害を生じる（可能性のある）場合、都道府県知事は汚染原因者である特定施設事業場の設置者に汚染された地下水の浄化を命じることができる”こととなりました。平成9年3月には「地下水環境基準」が水質環境基準と同じ23項目について同一の基準値で設定されました。項目・基準値は検出状況等により追加・見直しされ、平成26年度未現在で28項目となっています。

地下水環境基準<健康項目>のうち有機塩素系化合物の基準値

項目	基準値	項目	基準値
トリクロロエチレン	0.01mg/L	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L
テトラクロロエチレン	0.01mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L
四塩化炭素	0.002mg/L	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.02mg/L	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L

B. トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロメタンの4物質は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎臓への障害や発ガン性が指摘されています。いずれも無色透明の液体で、揮発性・不燃性で比重が大きく粘性が小さく流れやすいため、一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。

したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲むことは好ましくありません。ただし、比較的揮発性が高いため、飲む場合は曝気（空気によるかき混ぜ）や水を5分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	ジクロロメタン
別名	トリクレン	パークレン	メチルクロロホルム	塩化メチレン
示性式	CHCl ₃ =CCl ₂ 2	CCl ₂ 2=CCl ₂ 2	CH ₃ -CCl ₃ 3	CH ₂ -Cl 2
性状	クロロホルム臭 水に難溶 比重1.46 沸点88℃	エーテル様臭気 水に難溶 比重1.62 沸点121℃	甘い臭気 水に難溶 比重1.35 沸点74℃	芳香性の臭気 水に難溶 比重1.32 沸点40℃

用途	・金属部品の脱脂洗浄 ・抽出溶剤	・ドライクリーニング ・金属表面の脱脂洗浄	・金属部品の脱脂洗浄 ・ドライクリーニング	・左3物質の代替物質 ・抽出溶剤
----	---------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------

C. 武蔵野市地下水汚染状況の調査

市では、井戸使用状況調査・水質調査を行い、地下水汚染の実態把握に努めています。

令和2年度地下水モニタリング調査結果（調査地点数50か所）

物質名	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
基準を超過した井戸	0	0	0
0.1mg/L以上	0	0	0
0.01超～0.1mg/L	0	0	0
検出限界～0.01mg/L以下	0	24	0
検出限界未満	50	26	50
最大値	0.001mg/L 未満	0.008mg/L	0.001mg/L 未満
地下水環境基準	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	1 mg/L 以下

上記のように、当年度は基準を超過した井戸はありませんでした。過去7年間の調査では、環境基準を超過した井戸の割合や数値は地下水の流れ等により毎年増減しています。汚染の原因は過去に管理上の問題で、地下に浸透した影響が考えられます。

地下水調査結果経年変化（東京都及び武蔵野市実施）

年度	調査地点数	地下水環境基準超過地点数（超過率）		
		トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
28	66	0 (0%)	4 (6.1%)	0 (0%)
29	59	0 (0%)	1 (1.7%)	0 (0%)
30	55	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
元 (31)	54	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
2	50	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

市内の浅井戸については、有機溶剤中のテトラクロロエチレンによる地下水汚染の悪化は見受けられませんが、定期モニタリング調査を継続して、地下水質の監視を続けるとともに、有機塩素系溶剤を使用している事業場の指導を通し、地下水汚染の拡大防止に努めます。

92	玉川上水及び千川上水の水質調査	担当課	環境政策課
----	-----------------	-----	-------

A. 水の汚濁の指標

水環境の保全を目指し、水の汚濁を防止するための目標として、河川などの公共用水域については、人の健康の保護に関する基準<健康項目>と、生活環境の保全に関する基準<生活環境項目>の2種類の環境基準が定められています。市内河川では、仙川がD類型指定です。

B. 人の健康の保護に関する環境基準<健康項目>

急性あるいは慢性毒性が強く、人の健康を障害する重金属や農薬、有機塩素系化合物等27項目が定められています。基準値は一律です。

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下

項目	基準値	項目	基準値
ひ素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

C. 生活環境の保全に関する環境基準<生活環境項目>

pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等、水の「よごれ」の状態を示す項目について、河川や湖沼、海域ごとに区分を設け、その区分水域ごとに、それぞれの利水目的、水質の現状に応じて定められています。

河川はAA類型～E類型まで、6種類の類型があります。仙川はD類型に指定されています。

水の汚れを示す主な指標

指標名	説明
pH (水素イオン濃度)	水が酸性かアルカリ性であるかを示す数値で7が中性、それより数値が小さければ酸性、大きければアルカリ性を示し、D類型は6.0～8.5の間にあることが望まれます。
BOD (生物化学的酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解するために必要とする酸素の量で、この数値が高いほど水は汚れています。D類型は8mg/L以下であることが望まれます。
COD (化学的酸素要求量)	水中の有機物を薬品を使って分解するために必要とする酸素の量です。BODが河川を対象として用いられるのに対し、こちらは湖沼や海域に対して用いられます。
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している水に溶けない成分で、川底に溜まったり、魚介類に付着したりします。D類型は100mg/L以下であることが望まれます。
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素の量で、この量が少なくなると魚介類は生きられません。生命力の強いコイ、フナなどでも5mg/L以上必要とされています。D類型は2mg/L以上であることが望まれます。

D. 玉川上水、千川上水水質調査

玉川上水、千川上水では下水処理場（東京都多摩川上流水再生センター）の3次処理水が放流されています。流れる水の状態（汚れ具合）を把握するために、生活環境項目の水質調査を行いました。

令和元年度は、計3地点で4回にわたり調査を実施しました。特に著しい汚れの数値はありません。

調査月日 ①令和2年5月25日 ②8月18日 ③11月17日 ④令和3年2月22日

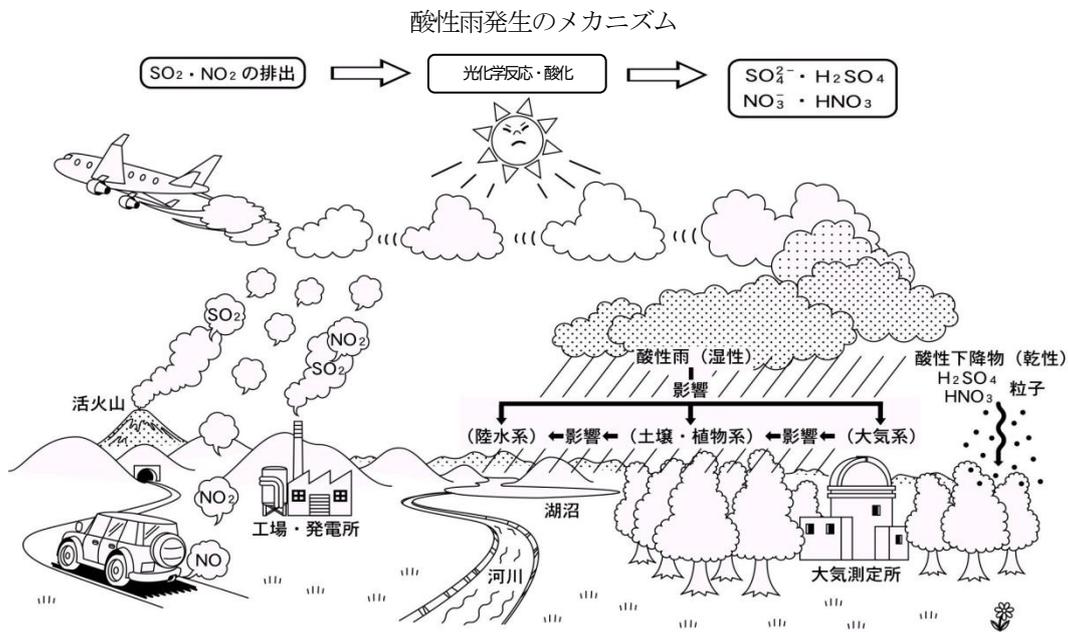
	玉川上水上流側 桜堤 2-15				玉川上水下流側 御殿山 1-19				千川上水下流側 吉祥寺北町 3-16			
	①	②	③	④	①	②	③	④	①	②	③	④
pH	7.7	7.6	7.6	7.8	7.8	7.6	7.7	8.3	7.8	7.7	7.6	7.9
BOD	0.7	0.6	0.6	1.9	0.5	<0.5	0.5	0.5	1.2	<0.5	1.3	1.1
COD	6.8	5.7	5.8	5.0	2.9	2.6	2.6	3.0	5.5	7.2	5.6	5.5
SS	19	8	5	7	10	4	2	3	10	16	2	8
DO	8.6	7.5	8.8	10	8.6	8.5	10	13	8.9	8.8	9.6	10

A. 酸性雨生成のメカニズム

欧米で森林被害など顕著な環境影響を及ぼし、国境を越えた環境問題となった酸性雨は、日本でもその影響が懸念されるようになってきました。

酸性雨は、雨雲ができる際に酸性物質が取り込まれ、水滴中で酸性物質が生成して生ずるものです。酸性雨の主な原因物質は、硫酸イオン・硝酸イオンですが、これらは、石油や石炭などの化石燃料を燃焼すると発生する硫黄酸化物(SOx)・窒素酸化物(NOx)から生じています。硫黄酸化物の発生源は、工場、重油ボイラー、発電所、火山等であり、窒素酸化物の発生源は、自動車(特に大型貨物車)、発電所、焼却炉等です。都内では窒素酸化物の大半が自動車排気ガスから発生しています。

大気中に排出された硫黄酸化物や窒素酸化物は、大気中を輸送され拡散している間に、太陽光線や炭化水素、酸素、水による光化学反応等を受けて酸化され、硫酸塩、硝酸塩の粒子や酸性ガスに変化します。これらの酸性の粒子やガスが雨や霧に取り込まれ、粒子の状態ですぐ地上に降り注ぐことによって発生するのが酸性雨です。



環境省は昭和58年以来、酸性雨対策調査を行っており、ほぼ全国的に、pH4程度の酸性の強い降雨が観測されています。その後のモニタリング結果でも降水は引き続き酸性化の状態にあることが確認されています。

B. 武蔵野市における酸性雨の実態

市では、酸性雨の実態把握のため、昭和63年より市庁舎屋上において自動測定による降水のpHの測定を行っています。

市設置の自動測定機の雨量計は酸性雨測定のバックデータとして降水量を記録しているものであり、欠測もあるため正確な降水量データとは言えません。あくまで参考データとして見る必要があります。降水のpHは0.5mm降水毎に自動測定されています。

月ごとの降水のpHおよび降水量

年月	降水量(mm)	pH			導電率(μS/cm)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
R2.4	234.5	4.2	5.7	5.18	0	89	9
5	69.5	4.3	6.0	4.98	1	86	17
6	190.0	3.8	5.9	4.87	1	114	15
7	216.0	3.9	5.7	4.77	0	63	13
8	52.0	4.0	5.8	4.24	4	64	39
9	156.0	4.4	6.5	5.30	2	145	12

10	195.5	4.4	6.8	5.23	0	80	7
11	7.0	5.7	6.2	5.96	1	47	11
12	3.0	6.2	6.5	6.36	8	22	16
R3.1	33.5	5.6	6.4	5.95	0	89	9
2	49.0	5.4	6.5	5.62	0	51	5
3	139.0	5.1	6.5	5.48	1	119	8
年間	1345.0	3.8	6.8	4.98	0	145	12

導電率…単位距離あたりの電気抵抗の逆数を表します、数値が大きいくほど電気がとおりやすい（雨の中に不純物が多い）ため汚れていると考えられます（S＝ジーメンズ 電気抵抗Ωの逆数）

降雨測定項目の経年変化

年度	降水量 (mm)	pH			導電率 (μS/cm)		
		最小	最大	平均	最小	最大	平均
28※	1138.0	3.6	7.0	4.81	0	226	15
29	1238.5	3.8	7.3	4.95	0	499	13
30	809.0	4.0	6.9	4.86	0	140	15
元 (31)	1326.0	4.1	8.4	5.07	0	204	12
2	1345.0	3.8	6.8	4.98	0	145	12

C. 酸性雨と酸性降下物

酸性雨とは、工場や自動車から排出された硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が大気中で反応して生ずる酸性の降下物です。雨・霧などの湿った降下物（湿性降下物）のみでなく、雨などに取り込まれない降下物（乾性降下物）も含めて、酸性降下物（＝広義の酸性雨）といいます。水の酸性の度合いは、「pH」と呼ばれる0から14の間の数値で示され、7が中性、7から小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなります。一般的に内陸の清浄な状態での大気中の降水は炭酸ガスの影響でpH5.6前後といわれており、これよりpHが低い場合を酸性雨と呼んでいます。雨の酸性が強まると、土壌を徐々に酸性化させ、やがて有害な金属を溶け出させ、河川や湖沼、地下水を汚染させ、樹木にも大きなダメージを与えることとなります。

94	公害に関する苦情処理	担当課	環境政策課
----	------------	-----	-------

令和2年度に環境政策課で受け付け、現場確認等をして処理した公害関係の苦情等は657件でした。引き続き建設解体等工事関連の苦情は多く、また、一般家庭等を発生源とする苦情相談の比重も高くなっています。

典型7公害に分類されない「その他」の件数は、全体の約7割を占めています。内訳としては、空き地の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木枝葉の越境・衛生問題、ハクビシンやカラス、ハト等の野生鳥獣に関する苦情・相談となっています。

東日本大震災後の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線に関する苦情・相談は、平成25年度から平成28年度までは0件、平成29、30年度はそれぞれ1件、令和元、2年度は0件でした。

家庭生活あるいは自然環境から発生するものは、法や条例等の基準による規制になじまない側面があります。街の中では隣同士が近接しており、一般家庭で使用する機器類の取り扱い方や使用時間、設置場所等が思わぬところで隣人に迷惑をかけているかもしれません。相手の立場を理解し、近隣との良好な人間関係が保たれていれば、未然に防げる問題は多いと思われます。

発生源別公害等苦情受付状況

(同一場所で複数の案件が発生した場合は1案件で表示)

年度	典型7公害						その他		計
	工場	指定作業場	建設作業	一般家庭等	飲食店・喫茶店	商店・デパート	空地・害虫他	放射線	
28	4	8	56	64	20	8	257	0	417

29	1	12	51	39	16	8	216	1	344
30	1	9	66	52	14	25	295	1	463
元(31)	1	8	58	78	13	1	382	0	541
2	2	6	68	99	22	5	455	0	657

現象別公害等苦情受付状況

年度	典型7公害							その他		計
	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	大気関連その他	放射線	その他	
28	10	13	18	0	96	20	3	0	257	417
29	7	16	15	0	66	16	7	1	216	344
30	2	20	17	0	106	15	7	1	295	463
元(31)	3	21	25	0	90	9	9	0	384	541
2	17	22	17	0	122	14	8	0	457	657

95	放射線対策	担当課	環境政策課
----	-------	-----	-------

市では、原発事故に伴い、平成23年度より様々な放射線等の測定を実施してきました。

本市の放射線量測定結果については、平成24年度以降は全て基準値を下回っています。測定結果はホームページで公表し、市民の不安解消を図っています。また、小型簡易線量計の市民への貸出も実施しています。

なお、本市は福島第一原子力発電所から約230キロ離れており、市内及び東京都健康安全センター（新宿）測定の放射線量測定結果が減衰・安定してきているため、平成27年度以降は、法令等の義務による測定、モニタリング測定、ホットスポット測定のうち市民の不安解消が難しいものの測定は継続し、その他の測定については、段階的に休止しました。

	名称	頻度・時期	場所	測定方法	R元年度結果
モニタリング測定	市内1カ所の空間放射線量測定 【基準値:0.23μSv/h】	月1回	五小校庭	地表面から5cm、100cm	すべて基準値内
	市内3カ所の土壤中放射性物質測定	休止	-	-	-
	水道水 【基準値:10Bq/kg】	浄水:月1回 原水:月1回	第1・第2浄水場	市内に給水する直前の水道水を各浄水場内で採取	すべて基準値内
	給食食材 【基準値:牛乳50Bq/kg 一般食品100Bq/kg 乳児用食品50Bq/kg】	月～金曜日	市立小・中学校、市内認可保育所	学校給食施設6施設、認可保育所34園(公立保育園4園含む)の1週間分を丸ごと、地域を限定した食材、使用量が多い食品、影響の大きい食材	すべて基準値内
ホットスポット測定	市内約59カ所の空間放射線量詳細測定※令和2年度17カ所 【基準値:0.23μSv/h】	① 5～6月 ②10～11月	市立小・中学校公設の子ども関連施設、公園等	地表面から5cm、砂場、放射性物質がたまりやすい場所	すべて基準値内
	市道の雨水桝34カ所における空間放射線量測定 【基準値:0.23μSv/h】	休止	-	-	-
	公園内の親水施設における放射性物質測定	休止	-	-	-

	市内3カ所のプール水 放射性物質測定	休止	-	-	-
義務による測定	クリーンセンターの焼却灰等の放射性物質・敷地内空間放射線量測定 【基準値:灰 8000 Bq/kg 空間 0.23 μ Sv/h】	月1回	焼却施設内、敷地境界	主灰、飛灰、排ガスを採取。 空間線量は地表面から5cm、50cm、100cm	すべて 基準値内
		3か月1回		放流水を採取	不検出 (検出限界未満)
	落ち葉たい肥 【基準値:400 Bq/kg】	配布時等	落ち葉たい肥	配布または菜園に使用する 落ち葉たい肥(2施設)を採取	すべて 基準値内

96	害虫の駆除等	担当課	環境政策課
----	--------	-----	-------

○スズメバチ類の駆除

スズメバチ類は、植物につく害虫を旺盛に食べる生態系の中で重要な生物です。しかし、人に対する攻撃性も強いいため、その駆除費用に対する助成を行いました。駆除数は、天候の影響により変動します。

駆除実績 (件)

年度	28	29	30	元 (31)	2
駆除数 (スズメバチ)	78	80	59	90	83
駆除数 (その他のハチ)	103	66	50	66	53

○カラスの駆除

カラスは、春先から初夏にかけて庭木や公園の樹木などに巣を作り繁殖します。この時期(特にヒナが巣立つ時期)は、親鳥が攻撃的になるため、居住者や通行人に対して威嚇攻撃が見られる場合には、市で巣等の撤去を行いました。

巣の撤去等・処理実績 (件)

年 度	28	29	30	元 (31)	2
巣の撤去	2	2	1	3	1
卵の回収	0	0	0	0	0
雛の捕獲	7	8	11	7	9

○ねずみ侵入防止対策支援

ねずみは、人間の生活圏に住み着き、都市環境に巧みに適応・増加して衛生面等の問題を引き起こしています。市では一定の要件(市民税非課税かつ65歳以上世帯等)を満たす世帯に対し、専門業者に委託して対策指導や簡易なねずみ侵入防止対策を実施しました。

業者派遣実績

年度	28	29	30	元 (31)	2
件数	6	7	6	5	14

○ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシンは中国南部・東南アジアなどから、アライグマは北アメリカ大陸から持ち込まれた外来生物です。建物内に住み着くと衛生面等の問題を引き起こすことから、市内に生息するハクビシン及びアライグマの防除等を目的に、令和2年度から事業を開始しました。

<申請件数・捕獲頭数>

年度	2	
申請件数	36	
捕獲頭数	ハクビシン	1
	アライグマ	1

97	クリーンセンターの汚染・公害対策	担当課	ごみ総合対策課
----	------------------	-----	---------

クリーンセンターに隣接する地域住民（3地域4団体）と締結している「武蔵野クリーンセンター操業に関する協定書」及び環境に関する法令等を遵守し、クリーンセンターでのごみ処理を適切に行いました。

ばい煙、ダイオキシン、騒音、振動、悪臭、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

98	学校等への雨水貯留浸透施設等の設置	担当課	下水道課
----	-------------------	-----	------

○雨水貯留浸透施設

下水道管への負担を軽減するため、大雨の際に敷地内に降った雨水を一時的に貯留して地下に浸透させていきます。また、地下水のかん養、河川や海の水質保全など「水の循環システム」の改善効果もあります。

市内雨水貯留浸透施設設置状況

年度	設置場所	貯留量（立方メートル）
17	青葉公園	200
18	第四小学校	500
18	吉祥寺北町一丁目地内道路下	38
19	井之頭小学校	500
19	第四中学校	600
20	本宿小学校	500
20	大野田小学校	450
20	関前南小学校	500
21	第三中学校	600
21	第五中学校	800
22	第五小学校	500
23	第一小学校	500
24	第三小学校	500
25	第一中学校	600
27	第二小学校	500
28	うさぎ山公園	90
28	第六中学校	400
28, 29	市道第135号線下	35
29	千川小学校	400
元(31)	境南小学校	400

上記以外にも浸水被害のおそれがある地域の道路や公園等の下に、雨水貯留浸透施設を設置しています。

○雨水貯留施設

特に浸水被害の多い吉祥寺北町1丁目及び2丁目地区の浸水被害を軽減するため、北町保育園園庭地下に雨水貯留施設を設置しました。ホームページでは、リアルタイムで降雨強度、貯留量、貯留水位を公開しています。

北町保育園園庭地下雨水貯留槽

- ・設置箇所 吉祥寺北町1丁目23番地内（北町保育園園庭地下）

- ・設置年月 平成 27 年 3 月
- ・貯留容量 4,500 立方メートル

年度	28	29	30	元 (31)	2
流入回数	0 回	2 回	1 回	0 回	0 回

99	まちの臭気対策	担当課	下水道課
----	---------	-----	------

まちの臭気抑制対策として、ビルピット改善費用助成等を通じて臭気の改善を図りました。

臭気対策改善施設設置助成金

年度	項目	申請件数 (件)	申請内容 (件)				助成金(円)	
			水位計 設定変更	タイマー 運転制御	補助ポンプ 設置	攪拌曝気装置 設置		構造変更 (容量縮小等)
28		1	-	-	-	1	-	750,000
29		3	1	-	-	2	-	1,607,000
30		7	3	1	-	3	-	3,056,000
元 (31)		4	2	-	-	2	-	1,708,000
2		0	-	-	-	-	-	0

100	合流式下水道改善施設の運用	担当課	下水道課
-----	---------------	-----	------

本市の大半で採用している合流式下水道は、汚水と雨水の排除を同時にできる反面、雨天時に大量の雨水が流れ込むと、施設の能力を超えて未処理のまま公共用水域へ放流されてしまいます。合流式下水道における水域汚染等が社会問題化したことを受け、国では合流式下水道の改善のため、下水道法施行令の改正を行いました。本市では、平成 17 年度、平成 21 年度に「合流式下水道緊急改善計画」を策定し、雨水吐室へのきょう雑物除去施設の設置、合流改善施設の設置、雨水浸透施設の設置等を行い、平成 25 年度までに①汚濁負荷量の削減、②公衆衛生上の安全確保（未処理放流回数の半減）、③きょう雑物の削減の 3 つの改善目標を達成しました（平成 27 年度に第三者委員会による評価済）。以降は雨水浸透施設の設置を促進することにより、更なる改善に努めています。

【実績】

雨天時放流水水質検査

総降雨量が 10mm 以上 30 mm 以下の範囲の降雨において、市雨水吐室の水質（BOD）を測定

（下水道施行令、雨水放流水質基準 40 mg/L 以下）

年度	BOD 平均放流水質 (mg/L)
28	21.9
29	15.7
30	15.2
元(31)	14.7
2	30.9

101	事業場排水の水質規制	担当課	下水道課
-----	------------	-----	------

公共下水道への排水については、公共用水域の水質保全と下水道施設の維持管理等の観点から水質規制を行っています。

水質検査

年度	公共下水道幹線水質検査		特定事業場排水水質検査	
	検査箇所	延べ検査回数(回)	検査箇所	延べ検査回数(回)
28	4	12	21	77
29	4	12	21	77
30	4	12	22	77
元(31)	4	12	22	77
2	4	11	25	60

※1箇所につき、年4回検査を基本とし、水質結果や事業場立入計画等に基づき減ずることができる。

102	雨水浸透施設の設置・指導	担当課	下水道課
-----	--------------	-----	------

河川への雨水流出を抑制することにより都市型水害の軽減を図るとともに、地下水その他自然環境の保全と回復を目的として、平成6年4月に「雨水浸透施設助成金交付要綱」を、平成8年4月には「雨水流出抑制施設設置要綱」を制定しました。さらに、平成24年3月には「武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例（雨水利活用条例）」を新たに制定し、令和2年3月に全部改正を行い、雨水浸透施設設置の普及に努めています。

雨水浸透施設等設置届出件数

年度	項目 設置届出件数(件)	施設別設置数			
		浸透ます(個)	浸透トレンチ(m)	貯留槽(m ³)	その他
28	489	2,329	734.2	373	-
29	469	2,150	451.5	794	-
30	390	1,696	576.7	547	-
元(31)	374	1,634	1,309.3	555	-
2	425	2,108	2,271.0	623	-

雨水浸透施設の設置助成

年度	項目 年度別助成金申請件数(件)	浸透ます(個)	浸透トレンチ(m)
28	97	407	7.2
29	74	386	69.5
30	67	335	98.7
元(31)	74	430	33.9
2	63	329	0

※浸透トレンチ＝掘削した溝に砕石で充填し、この中に、溜めます等のます類と連結した透水性の管（有孔管、多孔管等をいう）を敷設し、雨水を導き、トレンチ内の充填砕石の側面及び底面から不飽和帯を通して地中へ浸透させる施設

103	雨水貯留槽購入助成制度	担当課	下水道課
-----	-------------	-----	------

雨水の有効利用により、環境面や災害の抑制・防災時の活用等、多面的な効果が期待できる雨水貯留槽の購入に対して助成しました。

年度	項目	申請件数 (件)	小型(1500未満) (個)	中型(1500以上) (個)	設置数(個)	貯留量 (ℓ)
28		14	6	9	15	2,607
29		16	5	11	16	2,780
30		16	8	8	16	2,310
元(31)		20	13	7	20	3,035
2		28	13	15	28	4,405

104	透水性舗装の整備	担当課	交通企画課
-----	----------	-----	-------

雨水流出抑制や地下水涵養を図るため、透水性舗装を施工しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
舗装面積 (㎡)	2,045	3,801	3,950	3,291	1,638

105	直結給水の推進	担当課	水道部工務課
-----	---------	-----	--------

直結給水(直圧・増圧)方式の実施可能区域の拡大や貯水槽水道からの切替をPRし、直結給水を促進することで、安全でおいしい水の安定供給を図りました。

貯水槽水道の設置者に対し、定期清掃、施設の管理等について、積極的に指導・助言・勧告の関与を行いました。また、利用者及び設置者に情報提供を行い、直結給水の普及拡大を促進しました。

年度	28	29	30	元(31)	2
直結給水建物件数	60	71	76	82	60
増圧ポンプ設置建物件数	29	40	40	58	25

106	水の安定供給	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

水源施設更新計画に基づき、経年劣化した深井戸施設を計画的に更生工事を行い、地盤沈下や地下水位の低下に留意しながら揚水量の確保に努めてきました。

取水量(市内の水源=井戸からの取水量)及び都受水量(利根川水系及び多摩川水系の水)

年度	取水量(㎥)	受水量(㎥)	合計(㎥)	給水量(㎥)
28	13,802,871	3,480,300	17,283,171	17,283,171
29	13,779,563	3,482,000	17,261,563	17,261,563
30	13,639,760	3,461,600	17,101,360	17,101,360
元(31)	13,461,951	3,453,380	16,915,331	16,915,331
2	12,478,230	4,530,600	17,008,830	17,008,830

市内水源における、地下水位の変動

年度	28	29	30	元(31)	2
水源平均海拔(m)	59.6	59.6	59.6	59.6	59.6

平均自然水位（海拔）	12.0	13.9	15.7	15.5	19.8
水位（地下m）	47.6	45.7	43.9	44.1	39.8

※地下水揚水規制を行なった昭和47年における平均自然水位 海拔-15.5m

107	配水管網の耐震化	担当課	水道部工務課
-----	----------	-----	--------

災害時にも安全でおいしい水の安定供給ができるように、配水管の新設や老朽管の更新などを行い、配水管路の耐震化を推進しました。

年度	管路延長（m）	耐震管路延長（m）	耐震化率（%）
28	298,112.6	137,508.2	46.1
29	298,226.2	138,619.4	46.5
30	298,636.2	140,154.1	46.9
元（31）	298,909.6	141,726.5	47.4
2	299,047.3	142,633.9	47.7

108	漏水防止対策	担当課	水道部工務課
-----	--------	-----	--------

給水管及び配水管の漏水調査（宅地内・道路上）を行い、発見した漏水箇所を早急に修繕していくことにより、漏水による事故防止及び有収率の向上を図りました。

年度	漏水調査件数	漏水発見件数	箇所別漏水件数	
			宅地内	道路上
28	62,601	441	399	42
29	69,570	455	428	27
30	69,307	531	494	37
元（31）	69,297	365	336	29
2	69,272	369	337	32

109	浄水場の汚染・公害対策	担当課	水道部工務課
-----	-------------	-----	--------

環境に配慮しながら浄水場の運営を適切に行いました。
騒音、水質汚濁等について、いずれも異常はありませんでした。

110	薬品の管理	担当課	ごみ総合対策課、 生涯学習スポーツ課、 各公立小・中学校
-----	-------	-----	------------------------------------

クリーンセンターの運営や理科の実験で使用する毒劇物等について、適切に管理を行いました。
このことに関する事故等はありませんでした。

111	庁舎管理における汚染・公害対策	担当課	関係各課
-----	-----------------	-----	------

以下の項目について、法令等に基づく適正管理・点検等を行いました。いずれも異常や事故はありませんでした。
○ハロゲン化物消防設備の管理（管財課、健康課）

- ボイラー設備の管理（管財課）
- 空気圧縮機・送風機の管理（管財課）
- 貯油設備の管理（管財課、健康課）
- 非常用発電設備の管理（管財課、健康課）
- 駐車場の管理（管財課）
- PCB含有物の管理（環境政策課）
- フロン類の管理（環境政策課【総括】、管財課、中央市政センター、桜堤児童館、水道部総務課、武蔵野ふるさと歴史館、中央図書館）

第2章 事業所としての実績

1 事業所としてのエネルギー使用量やごみ排出実績

環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、事業所としての本市の紙・ごみ・電気等のエネルギー・資源の使用量及び排出量をまとめました。詳細は、下表のとおりです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全庁的な業務の縮小等による各種数値への影響をうけ、前年度と比べると数値は全体的に減少しています。

[1]電気使用量は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため換気を伴いながらの空調運転による使用量の増加と、休館・休校・事業の中止等による使用量の減少という、各施設における複数の要因が重なった結果、昨年度と比べて減少しています。

[10] 廃棄物・[11] 資源物についても同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ペーパータオルやラップなどの使用量の増加と新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休館や事業の中止による使用量の減少という各施設における複合的な影響により、減少しています。

また[2] コピー用紙は、国勢調査や新型コロナウイルス感染症に伴う給付金等の新規事業への対応のため使用量が増加しており、[3] ガソリンの使用量は、ガソリン自動車を電気自動車・ハイブリッド自動車へ入れ替えたことで減少しています。

		H30 年度 実績	R 元年度 実績	R2 年度 実績	R2 年度と R 元年度の比較	
					増減	対前年度比 (%)
1	電気 (kWh)	19,220,656	19,922,354	19,342,400 ※1	-579,954	97.1%
2	コピー用紙 (枚) ※2	30,683,625	32,203,629	33,097,953	894,324	102.8
3	ガス (m ³)	608,975	574,387	574,761	374	100.1%
4	ガソリン (ℓ)	24,949	22,520	15,955	-6,565	70.8%
5	軽油 (ℓ)	4,822	6,288	4,396	-1,892	69.9%
6	重油 (ℓ)	2,950	2,850	2,883	33	101.2%
7	灯油 (ℓ)	1,620	1,175	670	-505	57.0%
8	天然ガス (Nm ³)	5,309	4,615	4,395	-220	95.2%
9	水道 (m ³)	139,507	156,636	131,765	-24,871	84.1%
10	廃棄物 (袋)	14,713	17,786	16,956	-830	95.3%
11	資源物 (袋)	8,599	8,282	6,879	-1,403	83.1%

※1 第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の集計値（80 頁参照）と異なりますが、これは集計対象範囲が異なるためです。

※2 コピー用紙枚数はA4換算。庁内で購入した紙の総枚数（全庁単価契約での購入枚数であり、各課のコピー用紙使用枚数を含む）です。

2 市役所地球温暖化対策実行計画の推進の成果

市の組織全体から排出する温室効果ガスを抑制し、地球温暖化の防止を図るため、第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画（平成29年4月策定）に基づき、温室効果ガスの排出削減に取り組んだ。

(1) 第四次計画の概要

① 計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく、「温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計画〔事務事業編〕）」

② 計画の期間

2017（平成29）年度から2020（令和2）年度まで

③ 対象とする事務及び事業の範囲

市が行うすべての事務及び事業（対象となる施設は表1のとおり）。

委託や指定管理により実施する事務及び事業についても、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）」に基づくエネルギー使用量の削減や報告の対象であることを考慮し、本計画の対象とする。

④ 削減対象とする温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン

⑤ 削減目標の基準年度

2015（平成27）年度

⑥ 削減目標

表2のとおり

⑦ 削減のための取組み内容

- ・運用対策（空調・照明・OA機器の適正な運用）
- ・設備改修（空調・照明の省エネ化、建物の省エネ性能の向上、電気使用量を「見える化」する機器の導入の検討等）
- ・クリーンセンターの建て替えによるごみ発電設備、ガス・コージェネレーション設備、蒸気活用
- ・車両の走行距離・燃料使用量の削減（エコドライブの推進、温室効果ガス排出量の少ない車両の利用・導入、自転車や公共交通機関の利用）

エコオフィスむさしの活動

「エコオフィスむさしの活動」は、省エネを推進し、温室効果ガス排出量を削減するために、職員一人ひとりが日々の業務の中で取り組むべき活動です。

エコオフィスむさしの活動

項目	取組内容	
省エネルギー	照明設備	昼休みや不要時は消灯する。
		窓際では自然光を活用する。
		共用部等の間引き点灯を行う。
	OA機器(パソコン、プリンタ、コピー機等)	昼休みや未使用時等に、こまめに電源を切る。
		長時間使用しない場合には、コンセントからプラグを抜き、待機電力を削減する。
		パソコンのディスプレイを適切な明るさにする。
		退庁時に主電源を切り、最終退庁者は確認する。
	冷暖房	夏季は適度に換気を行い、湿度を下げる。
		ブラインドやカーテン、グリーンカーテンを活用し、光と熱の量を調節する。
		電気ストーブの個別使用を控える。
		適切な温度に設定する。
		適切な運転時間で稼働する。
	エレベータ	できるだけ階段を使い、エレベータの使用を控える。
	車両	自転車や公共交通機関を利用し、できるだけ車両を使わない。
		業務の目的にあわせて、台数や車種、走行ルートを選択する。
		エコドライブを心掛ける。
		車両に不要な荷物を載せない。
		車内のエアコンの使用をできるだけ控える。
	その他	一斉定時退庁日を徹底する。
		省エネに配慮し、業務や会議運営を効率的に行う。
夏季のクールビズ、冬季のウォームビズを励行する。		
冷蔵庫や給湯機器を適正に使用する。		

項目		取組内容
省資源	廃棄物	ごみの発生抑制に努め、分別を徹底する。
		プリンタやコピー機のトナーカートリッジの回収を徹底する。
		物品の修繕利用に努め、長期間使用する。
		給食の調理くず、生ごみを減量化する。
		マイボトル、マイバッグを利用し、必要性の低い使い捨てプラスチック製品や容器包装の受け取りを控える。
	グリーン購入の推進	環境ラベリング製品を購入する。
		再利用が可能な製品を購入する。
		再資源化が可能な製品を購入する。
		リサイクル製品を購入する。
		詰め替え可能な製品を購入する。
		簡易包装製品を購入する。
		物品を購入する際には、数量を精査する。
		会議における飲料の提供に、極力ペットボトルを使用しない。
	紙	両面コピーや裏紙の使用を徹底する。
		会議資料や冊子等の簡素化に努め、必要最小限の頁数、部数を作成する。
		使用済み封筒等の紙製品を再利用する。
		古紙配合率が高い用紙を購入する。
		リサイクル適性の高い用紙を使用して印刷を行う。
		ペーパーレス化を図るため、電子メール・庁内LANの活用を図る。
	水	トイレや給湯室における節水に努める。

表1 第四次武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画の対象施設

施設名
本庁舎
商工会館市使用分（吉祥寺まちづくり事務所等）
吉祥寺東コミュニティセンター
本宿コミュニティセンター
吉祥寺南町コミュニティセンター
御殿山コミュニティセンター
本町コミュニティセンター
吉祥寺西コミュニティセンター
吉祥寺北コミュニティセンター
けやきコミュニティセンター
中央コミュニティセンター
中央コミュニティセンター中町集会所
西久保コミュニティセンター
緑町コミュニティセンター
八幡町コミュニティセンター
関前コミュニティセンター
西部コミュニティセンター
境南コミュニティセンター
桜堤コミュニティセンター
武蔵野市民文化会館
武蔵野芸能劇場
武蔵野公会堂
武蔵野スイングホール
吉祥寺美術館
吉祥寺シアター
松露庵
吉祥寺市政センター
武蔵境市政センター
中央市政センター
武蔵野クリーンセンター（むさしのエコreゾート含む）
健康福祉部分館
高齢者総合センター
桜堤ケアハウス
北町高齢者センター
障害者福祉センター
みどりのこども館
保健センター
0123 吉祥寺
0123 はらっぱ

施設名
南保育園
境保育園
境南保育園
吉祥寺保育園
桜堤児童館
水道部庁舎
第一浄水場
第二浄水場
水道部水源(27カ所)
北町調理場
桜堤調理場
市民会館（男女平等推進センター含む）
武蔵野ふるさと歴史館
陸上競技場・総合体育館
市営運動場クラブハウス
プール（温水、屋外）
緑町スポーツ広場
武蔵野プレイス
中央図書館
吉祥寺図書館
第一小学校
第二小学校
第三小学校
第四小学校
第五小学校
大野田小学校
境南小学校
本宿小学校
千川小学校
井之頭小学校
関前南小学校
桜野小学校
第一中学校
第二中学校
第三中学校
第四中学校
第五中学校
第六中学校

表2 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス	2017 (平成29) 年度 (t-CO ₂)		2018 (平成30) 年度 (t-CO ₂)		2019 (令和元) 年度 (t-CO ₂)		2020 (令和2) 年度 (t-CO ₂)	
	削減量 〈累計〉	目標 排出量	削減量 〈累計〉	目標 排出量	削減量 〈累計〉	目標 排出量	削減量 〈累計〉	目標 排出量
エネルギーの消費に由来する二酸化炭素 (※1)	▲4,306 〈▲4,306〉	14,144	▲204 〈▲4,510〉	13,940	▲202 〈▲4,712〉	13,738	▲200 〈▲4,912〉	13,538
温室効果ガス (※2)	▲4,560 〈▲4,560〉	27,975	▲458 〈▲5,018〉	27,517	▲456 〈▲5,474〉	27,061	▲454 〈▲5,928〉	26,607

※1 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素
ガソリン、灯油、A重油、都市ガス、圧縮天然ガス、軽油、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素

※2 温室効果ガス
エネルギーの消費に由来する二酸化炭素に加え、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素、車両の走行に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、廃棄物の焼却に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、カーエアコンや業務用冷凍空調機器の使用に伴い排出されるハイドロフルオロカーボンの合計

*温室効果ガスの排出量は、エネルギー使用量等の活動量に温室効果ガスの排出係数を掛け合わせて算出します。

(2) 2020（令和2）年度温室効果ガス排出量

- エネルギーの消費に由来する二酸化炭素の排出量については、基準年（平成27年度）と比較すると38.7%減少し、計画当初目標としていた26.6%を大きく上回る結果となった。2019（令和元）年1月から、公立小中学校、クリーンセンター等複数の公共施設について、新電力への切り替えを行ったが、2020（令和2）年度は年間を通して新電力供給された初めての年（年度）となり、二酸化炭素排出量削減に寄与したと考えられる。
- 全体の温室効果ガス排出量についても、基準年（平成27年度）と比較すると21.0%減少し、計画当初の目標数値を達成することができた。
- 2021（令和3）年度から次期計画期間が始まり、同計画内ではより積極的な温室効果ガス削減目標を掲げていることから、今後は時代に即した戦略的な施策にさらに取り組んでいく。

※電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量は、電気の使用量に二酸化炭素排出係数を掛け合わせて算出する。対象年度の排出係数は、以下のとおり。

平成29年度（東京電力エナジーパートナー(株)）	…	0.474
平成30年度（東京電力エナジーパートナー(株)）	…	0.462
令和元年度	①東京電力エナジーパートナー(株)	… 0.462
	②荏原環境プラント(株)	… 0.125
	③(株)F-Power	… 0.508
令和2年度	①東京電力エナジーパートナー(株)	… 0.457
	②荏原環境プラント(株)	… 0.272
	③(株)F-Power	… 0.448
	④(株)ホープ	… 0.524
	⑤大和ハウス工業(株)	… 0.544

温室効果ガス排出量の目標と実績【2020（令和2）年度】

温室効果ガス	2015（平成27）年度 〔基準年度〕 排出量 (t-CO ₂) (A)	2020（令和2）年度						
		<目標>			<実績>			
		排出量 (t-CO ₂) (B)	増減率 (基準年 度比%) (C)/(A)	増減量 (基準年度比 t-CO ₂) (C) = (B) - (A)	排出量 (t-CO ₂) (D)	増減率 (基準年 度比%) (E)/(A)	増減量 (基準年度比 t-CO ₂) (E) = (D) - (A)	達成 状況
エネルギーの消費に由来する二酸化炭素 (※1)	18,450	13,538	▲26.6	▲4,912	11,314	▲38.7	▲7,136	○
温室効果ガス (※2)	32,535	26,607	▲18.2	▲5,928	25,711	▲21.0	▲6,824	○

※1 エネルギーの消費に由来する二酸化炭素
ガソリン、灯油、A重油、都市ガス、圧縮天然ガス、軽油、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素

※2 温室効果ガス
エネルギーの消費に由来する二酸化炭素、廃プラスチック類の焼却に伴い排出される二酸化炭素、車両の走行に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、廃棄物の焼却に伴い排出されるメタン・一酸化二窒素、カーエアコンや業務用冷凍空調機器の使用に伴い排出されるハイドロフルオロカーボンの合計

温室効果ガス排出量【2020（令和2）年度】

温室効果ガス	項目	合計	排出係数 (kg-CO ₂)	排出量(t)	地球温 暖化係 数	温室効果ガ ス排出量 (t-CO ₂)	
二酸化炭素 (CO ₂)	ガソリン(1)	46,820	2.32	109	1	109	
	灯油(1)	826	2.49	2	1	2	
	軽油(1)	4,446	2.58	11	1	11	
	A重油(1)	2,883	2.71	8	1	8	
	都市ガス(m ³)	1,026,124	2.23	2,288	1	2,288	
	圧縮天然ガス(m ³)	5,418	2.7	15	1	15	
	電気 東京電力エナジーパート ナー(株)(kWh)	15,227,263	0.457	6,322	1	6,322	
	電気 荏原環境プラント(株) (kWh)	6,169,599	0.272	1,678	1	1,678	
	電気 (株)F-Power(kWh)	284,480	0.448	127	1	127	
	電気 (株)ホープ(kWh)	56,143	0.524	730	1	730	
	電気 大和ハウス工業(株)(kWh)	43,422	0.544	24	1	24	
	電気 クリーンセンター(kWh)	8,887,894	0	0	1	0	
	エネルギーの消費に由来する二酸化炭素の合計						11,314
	廃プラ焼却量(合成繊維)(t)	1,892	2,288	4,329	1	4,329	
	廃プラ焼却量(合成繊維を除く) (t)	3,551	2,764	9,262	1	9,262	
廃プラスチック類の焼却に伴う二酸化炭素の合計						13,591	
計				24,905	1	24,905	
メタン (CH ₄)	ガソリン・CNG・ディーゼル 自動車の走行、廃棄物の焼却			0.034	25	1	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	ガソリン・CNG・ディーゼル 自動車の走行、廃棄物の焼却			1.617	298	482	
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用			0.001	1,430	1	
	業務用冷凍空調機器の使用			0.154	2,090	322	
合計						25,711	

※排出係数は「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第三条」(最終改正平成28年5月27日)による。

※温暖化係数…各ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素を1として数字で示した係数。地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条による。なお、ハイドロフルオロカーボン類には様々な種類があり、係数もガスの種類により異なるが、カーエアコンはHFC-134a、業務用冷凍空調はHFC-410Aとみなす。

※温室効果ガス排出量(t-CO₂)は、小数点第一位で四捨五入した数値。

参 考 資 料

武蔵野市環境基本条例（平成11年3月19日条例第9号 最終改正 令和2年6月25日条例第35号）

私たちは、科学技術の進歩と社会経済の発展により人類史上かつてない豊かな生活を享受している。

しかし、今日の豊かな生活は、環境への負荷が大きい大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムによって成り立っており、廃棄物の著しい増大や緑の減少などの地域問題とともに、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模の環境問題を引き起こしている。

今や私たちは、人類の存続にかかわる重大な課題に直面している。物質的豊かさの追求に重きを置くこれまでの考え方や社会経済システムを転換し、環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築いていかなければならない。とりわけ武蔵野市に暮らす私たちは、日々必要とする資源・エネルギー、食糧、工業製品などの確保や、その廃棄又は処理を他の地域や国々に依存していることを忘れてはならない。

私たちは、これまで受け継いできた環境を守り育み、将来の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、武蔵野市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

（基本理念）

第2条 環境の保全は、持続的な発展が可能な、環境と共生する都市を構築し、良好な環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、すべての日常生活及び事業活動において推進されるとともに、市民、事業者及び市が協働することによって取り組まれなければならない。

（市、事業者及び市民の責務）

第3条 市は、環境の保全を図るため、市民及び事業者との連携に努めるとともに、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 事業者は、その事業活動において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

3 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（基本的施策）

第4条 市は、環境の保全を図るため、次に掲げる事項に関する施策を実施するものとする。

(1) 公害を防止し、健康で安全な生活の確保を推進すること。

- (2) 自然環境を保全し、人と自然との触れ合いの確保を推進すること。
- (3) 資源の循環的利用及びエネルギーの効率的利用を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量及び再利用を推進すること。
- (5) 環境に関する情報を提供するとともに、環境の保全に関する学習を推進すること。
- (6) 環境への負荷の低減に資するまちづくりを推進すること。
- (7) 環境への負荷の低減に資する人と物の移手段の整備及び利用を推進すること。
- (8) 日常生活及び事業活動における環境への配慮に関する取組を推進すること。
- (9) 良好な景観の確保及び歴史的文化的遺産の保全を推進すること。
- (10) 環境の保全に関する広域的な協力を推進すること。
- (11) 地球環境の保全を推進すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全に関すること。

（環境基本計画）

第5条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画を踏まえ、武蔵野市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全について、目標及び施策の方向を定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるにあたっては、あらかじめ第16条の武蔵野市環境市民会議の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の実施にあたっての義務)

第6条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市は、施策を実施するにあたっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、市の環境の保全に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(年次報告書)

第7条 市長は、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(緑豊かな環境の確保の推進)

第8条 市は、緑（樹林、樹木、農地、草花等をいう。）が有する環境の保全における機能を重視し、人と自然との豊かな触れ合いを確保するため、緑の保護育成及び緑化推進に必要な措置を講ずるものとする。

(資源の消費抑制等の推進)

第9条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の消費抑制及び循環的利用、エネルギーの消費抑制及び効率的利用並びに廃棄物の減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深め、これらの者による自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じ、家庭、学校、地域及び職場における環境の保全に関する学習の推進を図るものとする。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について環境の保全に適正な配慮がなされるように、その事業の実施が環境に及ぼす影響を事前に評価するために必要な措置を講ずることができるものとする。

(情報の収集及び提供)

第12条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切な方法により提供するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体、研究機関等との連携を図ることにより、環境の保全に必要な科学的知見の集積に努めるものとする。

(市民等の活動の促進)

第13条 市は、市民、事業者又はこれらの者で構成する民間の団体が行う自発的な環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の環境管理の促進)

第14条 市は、事業者が行う事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るため、環境管理に関する取組が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(広域協力等の推進)

第15条 市は、環境の保全を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、国内及び国際交流において、環境の保全に関する協力の推進に努めるものとする。

(環境市民会議)

第16条 市の環境の保全に関する基本的事項について調査し、及び審議するため、市長の付属機関として、市民、事業者等により構成する武蔵野市環境市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

2 市民会議は、次の各号に掲げる事項を調査し、及び審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 年次報告書に関すること。

(3) その他環境の保全についての基本的事項に関すること。

3 市民会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

令和2年度版 武蔵野市の環境保全

—環境施策に関する年次報告書—

令和3年8月 発行

武蔵野市 環境部 環境政策課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

Tel.0422-60-1841 Fax0422-51-9197

E-mail sec-kankyou@city.musashino.lg.jp